

ドイツの水管理法

海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 水管理法の立法権限

II 水管理法の改正経過

1 旧法の改正経過

2 新水管理法制定以降

III 水管理法の概要

おわりに

翻訳：水管理法

はじめに

近年、水資源の重要性が改めて見直されている。世界的に見ると、大規模な大雨や台風が頻発し、多大な被害を受ける地域がある一方、水不足が慢性化している地域もある。日本では、水資源に関連する法律として、例えば、国土交通省が所管する河川法(昭和39年法律第167号)、環境省が所管する水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等数々の法律があり、水との関わり方も省庁により多様である。これにより、省庁間の縦割りの弊害が大きく感じられるようになってきており、水資源の循環性に着目した水基本

法の制定を求める声がある⁽¹⁾。このような状況とは対照的に、ドイツでは水にかかわる規定が水管理法にまとめられているので、本稿ではこれを紹介したい。

ドイツの水管理法(Wasserhaushaltsgesetz)⁽²⁾は、1957年に制定された水全般に関する法律であり⁽³⁾、水域管理、公共用水の供給、排水処理、汚染物質の規制、ダム建設及び護岸工事、洪水対策等を定めている。水管理法は自然生態系の構成要素及び動植物の生息地でもある水域の保護並びに水質保全と、公共用水の供給、排水処理、船舶航行、水力発電、洪水対策といった人間による水域利用を調和させた水域管理を目的としている。

水管理法は、当初、水域利用許可について定める水域管理が中心の法律であった⁽⁴⁾。1960年代の終わりから1970年代の初めにかけて水質汚染の問題が深刻になったことを受けて、1976年に水管理法が改正され、排水処理や汚染物質に関する規則が厳しくなった。また、1980年代以降の改正により、自然生態系の構成要素⁽⁵⁾並びに動物及び植物の生息地⁽⁶⁾としての水域という観点から、水域管理の基本原則に導入された。

2002年には、水管理法は、EUの水枠組指令

(1) 日本における水に関する法律の課題についてまとめたものに、例えば、櫻井敬子「水法の現代的課題—環境、流域、水循環—」『行政法の発展と変革 下巻』有斐閣、2001、pp.703-743がある。水利権については、宮崎淳『水資源の保全と利用の法理—水法の基礎理論』成文堂、2011が詳しい。

(2) Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts (Wasserhaushaltsgesetz) vom 27. Juli 1957 (BGBl. I S.1110). 1960年3月1日に施行された。

(3) 水分野のもう一つの重要な法律は、排水課金法 (Abwasserabgabengesetz) である。他に関連する法律として、連邦水路法 (Bundeswasserstraßengesetz)、洗剤・洗浄剤法 (Wasch- und Reinigungsmittelgesetz)、連邦土壤保護法 (Bundes-Bodenschutzgesetz)、連邦自然保護法 (Bundesnaturschutzgesetz) 等がある。

(4) Rudolf Sievers, „Bewilligung und bewilligtes Recht in der Ordnung des Wasserhaushalts,“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 1965, 80 (1), S.1.

(5) 1986年7月25日の水管理法第5次改正法 (BGBl. I S.1165) による旧水管理法第1a条の改正。

(6) 1996年11月11日の水管理法第6次改正法 (BGBl. I S.1690) による旧水管理法第1a条の改正。1994年には、基本法に第20a条「国家が次世代への責任を果たすためにも、立法は憲法的秩序の枠内において、並びに行政及び司法は法令の基準に従って、自然の生存基盤(及び動物, 2006年追加)を保護する。」が追加された。

2000/60/EC（以下「水枠組指令」という。）⁽⁷⁾を実施するために改正された。以降、水管理法は新たな局面に入り、水域管理は、河川流域を単位とするものになった。また、陸水域と沿岸水域は、2015年12月22日までに生態学的及び化学的に良好な状態を達成しなければならず、地下水は、2015年12月22日までに水量及び化学的に良好な状態を達成しなければならないとされている。

水管理法の内容はこのように変化してきたが、法律の立法権限についても、近年大きな変化があった。ドイツは連邦制国家であり、連邦は、ドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」という。）が定める分野に限り立法権限を有し、その他の分野については州が立法権限を有する（基本法第70条）。従来、連邦は、水管理の分野に関して大綱的立法権限を有していた。水管理法は、この大綱的立法権限に基づき、1957年に大綱法（Rahmengesetz）として連邦により制定された。大綱法は枠組みのみを定めるもので、人々に直接適用される規定は、この枠組みの中で各州がそれぞれ制定する水法（Wassergesetz）の規定であった。

2006年に連邦制改革が行われ、連邦の立法権限に関する基本法の規定が改正された結果⁽⁸⁾、連邦は、水管理の分野について、大綱的立法権限に代わり競合的立法権限を有するようになった。競合的立法権限とは、連邦がこれを有する分野について、連邦が当該分野において立法しない範囲で、州が立法権限を有することを意味する。この連邦制改革により、連邦が人々に直接適用

される水管理法を制定できるようになった。連邦は、2009年に、大綱法としての水管理法よりも広範な規定を有する水管理法を新たに制定した。新水管理法⁽⁹⁾は、2010年3月1日に施行された。同法は2011年にも改正され、EUの海洋戦略枠組指令2008/56/EC⁽¹⁰⁾（以下「海洋戦略枠組指令」という。）が実施された。

本稿では、第I章で水管理法の立法権限について、第II章で水管理法の主要な改正経過について、第III章で新水管理法の概要を紹介する。末尾に、水管理法の抄訳を付す。

I 水管理法の立法権限

ドイツでは、19世紀後半から諸邦において水に関する法律が制定されていた。これらの法律は各地域の法的状況を反映したものであり、それぞれ大きく異なる内容を持っていた。ドイツで統一的な水法を制定しようとする試みは、1871年に成立したドイツ帝国やナチス時代においてもあったが、それらはいずれも挫折し、地域的に分裂した状況が長らく続いていた。⁽¹¹⁾

1949年に制定された基本法においては、連邦の立法権限として、専属的立法権限、競合的立法権限及び大綱的立法権限が定められていた。水管理は、連邦が大綱的立法権限を有する分野として定められた（基本法第75条。以下第I章において（）内の条文は基本法のものである。）。連邦がこの大綱的立法権限を行使して水管理法を制定したのは1957年である。大綱法は人々に

(7) Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy (OJ L327, 22.12.2000, p.1).

(8) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 22, 23, 33, 52, 72, 73, 74, 74a, 75, 84, 85, 87c, 91a, 91b, 93, 98, 104a, 104b, 105, 107, 109, 125a, 125b, 125c, 143c) vom 28. August 2006 (BGBl. I S.2034).

(9) Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts (Wasserhaushaltsgesetz) vom 31. Juli 2009 (BGBl. I S.2585).

(10) Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive) (OJ L164, 25.6.2008, p.19).

(11) Michael Reinhardt et al., *Wasserhaushaltsgesetz unter Berücksichtigung der Landeswassergesetze : Kommentar*, 10., neubearbeitete Aufl., München : Beck, 2010, S.47f.

直接適用されない枠組法であるが、原則を定めて、州法を拘束するものであった。水管理法が1960年3月1日から施行されたのを受けて、11の州において1960年から1962年の間に、新しく水法が制定された。州の水法は、連邦法が定める原則に基づき、実質的な詳細や補足規定を定めていた。

これらの州法は相互に異なる部分が大きかったため、統一的な連邦の水法が必要だという見解から、連邦政府は、1968年に、水管理等に係る連邦の立法権限を大綱的立法権限から競合的立法権限に移すこと等を内容とする基本法の一部を改正する法律案⁽¹²⁾を議会に提出した。また、連邦政府は、1970年と1973年にも、環境汚染に対する危機意識の高まりから、連邦の環境分野の立法権限を大綱的立法権限から競合的立法権限に移すための基本法を改正する法律案⁽¹³⁾を議会に提出した。だが、これらはいずれも連邦参議院で州の反対にあい、実現しなかった。

枠組法である連邦の水管理法は、もともと水について網羅的な規定を置くものではなかったが、EUの指令を実施していく過程で、徐々に内容が充実してきた。一方、ドイツ統一後の16州

の各州法においても、EU指令を実施する規定を別途置く必要があり、これをEU指令が要請する期限内に行うことは大変困難となっていた⁽¹⁴⁾。

このような事情もあり⁽¹⁵⁾、2006年の連邦制改革において⁽¹⁶⁾連邦の大綱的立法権限を定める基本法第75条が削除された際に、それまで連邦が大綱的立法権限を有していた分野の多くは、競合的立法権限（第74条）へと移された⁽¹⁷⁾。連邦が競合的立法権限を有する分野においては、連邦がその立法権限を行使しない限りにおいて、州は立法することができる（第74条第1項）。しかし、2006年の基本法改正により、大綱的立法権限から競合的立法権限へ移された分野については、連邦がその立法権限を行使した場合においても、州はこれと異なる規定を置くことができるとされた（第74条第3項）。この場合、連邦法と州法は、そのときどきの後法が優先する。水管理の分野については、汚染物質又は施設（Anlage）に関する規定⁽¹⁸⁾を除き、州は連邦法と異なる規定を定めることができる（第72条第3項）。

この競合的立法権限に基づいて、2009年に初めて、連邦全体に適用される連邦の水管理法が

(12) Entwurf eines ... Gesetzes zur Änderung des Grundgesetzes, Deutscher Bundestag, *Drucksache*, VI/3515.

(13) Entwurf eines ... Gesetzes zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 74 GG – Umweltschutz), Deutscher Bundestag, *Drucksache*, VI/1298. 水管理、大気汚染、騒音、自然保護及び景観保全について、連邦の競合的立法権限を定めようとした1970年の法律案である。Entwurf eines ... Gesetzes zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 74 Nr.24 – Wasserhaushalt), Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 7/887. 水管理について、連邦の競合的立法権限を定めようとした1973年の法律案である。連邦参議院がこれらの基本法の改正に反対した理由は、連邦と州の均衡のとれた立法権限の配分を変更するためには、相当な根拠が必要であり、水管理の問題は、地域ごとの経済構造、国土計画その他産業上の条件を考慮しなければならないからというものであった。

(14) 中西優美子「ドイツ連邦制改革とEU法—環境分野の権限に関するドイツ基本法改正を中心に」『専修法学論集』100号, 2007.7, pp.178-179.

(15) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/813, S.11f.

(16) 2006年の連邦制改革においては、連邦と州の錯綜した立法権限関係の整理・再編が行われた。この連邦制改革については、服部高宏「ドイツ連邦制改革」『ドイツ研究』42号, 2008, pp.107-108. が詳しい。

(17) 大綱的立法権限から競合的立法権限に移った分野の中には、狩猟制度、自然保護、国土整備、水管理などがある。自然保護については、渡辺富久子「ドイツの連邦自然保護法改正—2006年連邦制改革を受けて—」『外国の立法』No.245, 2010.9, pp.56-81を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050537_po_024503.pdf?contentNo=1〉以下、インターネット情報は2012年8月31日現在である。

(18) 汚染物質や施設に由来する水収支への影響に関する規定、例えば物質の水域への混入や流入に関する規定をいう。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/813, S.11.

制定された。各州の水法はこれを受けて整理され、又は新たな水法が制定された⁽¹⁹⁾。水管理法を実施する権限は連邦にはなく、州がその事務を所掌する（第30条⁽²⁰⁾）。多くの州においては、州の環境省が水管理法の所管官庁となっている。連邦においては、連邦環境省が所管官庁であり、水管理の全体的な問題の取扱い、国際的な協力等を行っている。

II 水管理法の改正経過

1957年に制定された水管理法は、導入規定、第1章水域に関する総則、第2章陸水域に関する規定、第3章地下水に関する規定、第4章水利基本計画及び水台帳、第5章罰則及び過料規定、第6章雑則により構成され、全体で43条であった。適用対象は、陸水域（河川、湖沼、湧水等）⁽²¹⁾及び地下水であり、水域に対して直接間接の影響を与える人間活動を規制した。特に、水域の利用には、官庁の許可（Erlaubnis）又は特許（Bewilligung）を要するという規定（旧法第6条（以下、「旧法」とは、2009年の全面改正前の法をいう。））がその中核であった。

以下に、水管理法の主要な改正を紹介する。

1 旧法の改正経過

(1) 1964年の改正—パイプライン法

パイプラインによる液体やガスの輸送は、水又は地下水を汚染せず、その特性を改変しないように行わなければならないという規定（旧法第26条及び第34条）があったが、1964年の改正⁽²²⁾により、汚染物質を輸送するためのパイプラインの設置、運営及び大規模な改修には官庁の認可（Genehmigung）を要すると定められ（旧法第19a条～第19f条）、従来の規定が補足された。この改正の背景には、ドイツ、オーストリア、スイスに跨るボーデン湖に1,800メートルの石油パイプラインを敷設することをイタリアの石油会社が計画したことがある。この計画が環境汚染をもたらすのではないかという懸念が高まり、水管理法は改正された。⁽²³⁾

(2) 1967年の改正—沿岸水域に関する規定の追加

1967年の改正⁽²⁴⁾では、第2章陸水域に関する規定と第3章地下水に関する規定の間に、第3章沿岸水域に関する規定（旧法第32a条及び第32b条）が挿入され、第3章以下は第4章以下に繰り下げられた。これは、従来、陸水域と地下水のみが水管理法の保護対象となっていたこ

(19) 州法で連邦法と異なる規定が定められると、連邦法律公報（Bundesgesetzblatt）第I部で公示される。また、連邦法務省と juris（法令や判例に関する情報を掲載するデータベースを運営する会社）が共同で運営する法律サイト Gesetze im Internet（<http://www.gesetze-im-internet.de/index.html>）では、水管理法の各条文について、どの州の水法の条文が異なっているかの情報を提供している。しかし、州には、EUの指令と異なる定めを置くことができないなど多くの制約があり、連邦法と実質的に異なる州法の規定は少ない。Bernd Becker, „Das Recht der Länder zur Abweichungsgesetzgebung (Art.72 Abs.3 GG) und das neue WHG und BnatSchG,“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 2010, 125 (12), S.758.

(20) 基本法第30条は、国家の任務の遂行は、基本法に別段の定めがない限りにおいて、州が行うことを定めている。

(21) 環境省のパンフレット「陸水域の生物多様性の保全のために」によれば、陸水域とは、陸地に囲まれた水域の総称であり、河川、湖沼、湿地等が含まれる。（<http://www.env.go.jp/nature/biodic/rikusuiiki/leaflet/full.pdf>）

(22) Zweites Gesetz zur Änderung des Wasserhaushaltsgesetzes vom 6. August 1964 (BGBl. I S.611). 1964年8月13日に施行された。

(23) Jochen Engert, „Das Zweite Gesetz zur Änderung des Wasserhaushaltsgesetzes (Pipelinegesetz),“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 1965, 80 (1), S.6ff.

(24) Drittes Gesetz zur Änderung des Wasserhaushaltsgesetzes vom 15. August 1967 (BGBl. I S.909). 1968年1月1日に施行された。

とにより、沿岸水域における廃棄物の投棄などが多く見られるようになったことから、法律の適用対象を拡大した改正である。

(3) 1976年の改正—環境法への転換

1970年代には、高度経済成長による水域の汚染が問題になった。これを受けて、水管理法は1976年に改正された⁽²⁵⁾。水域への排水の流入の許可に関する官庁の裁量を制限するなど、排水に対する要件が厳しくなり（旧法第7a条）、汚染物質を貯蔵（lagern）及び充填（abfüllen）⁽²⁶⁾する施設に対する要件が定められた（旧法第19g条～第19l条）他、罰則及び過料規定の強化（旧法第41条）など、大幅な改正が行われた。この改正により、水管理法は、それまでの公物管理的な性格から現代環境法の性格をより強く有するようになった⁽²⁷⁾。

(4) 1986年の改正—水質保護のための規定の強化

1986年の改正⁽²⁸⁾では、排水の水域への直接流入及び排水処理施設を通じた間接流入の際の汚染物質の削減のための規定が強化された（旧法

第7a条）。また、飲料水としても重要な地下水の水質保全のために、汚染物質を貯蔵及び充填する施設のみでなく、汚染物質を製造し（herstellen）、取り扱い（behandeln）及び使用（verwenden）する施設に対しても、その要件が定められた（旧法第19g条）。

(5) 2002年の改正—EU水枠組指令の実施

EUにおいては、1975年以降水に関する様々な指令が制定されてきた。例えば、地表水（陸水域及び沿岸水域）、水浴場、汚染物質などについての個別的な指令が1990年代末までに数多く⁽²⁹⁾制定されていた。これらの指令の規定間には重複も多く、その目的や目的を達成する手段も統一的でなかったため、水域全体の保護の斉一的な実施が難しくなっていた⁽³⁰⁾。1990年代から、これらを総合した水に関する統一的な指令の制定が目指され、その結果2000年に制定されたのが水枠組指令である。この水枠組指令及びその後関連して制定された指令⁽³¹⁾によって、上述の個別的な指令が段階的に廃止され、新たな枠組みが定められることになった。⁽³²⁾

ドイツでは、水枠組指令を国内法で実施する

(25) Viertes Gesetz zur Änderung des Wasserhaushaltsgesetzes vom 26. April 1976 (BGBl. I S.1109). 1976年10月1日に施行された。

(26) 充填とは、容器、包装、設備、汚染物質が燃料として使われる器具及び乗り物等への充填をいう。

(27) Reinhardt, *op. cit.* (11), S.52.

(28) Fünftes Gesetz zur Änderung des Wasserhaushaltsgesetzes vom 25. Juli 1986 (BGBl. I S.1165). 1987年1月1日に施行された。

(29) 文献によって、その数が15-30の間で異なっている。

(30) Cornelia Stehlik, *Die Wasserrahmenrichtlinie aus der Sicht einer Raumplanerin und ihre Umsetzung in Verwaltung und Planung*, Wien, 2007, S.8.

(31) 関連する他のEU指令は、農業からの硝酸塩による汚染から水域を保護する指令91/676/EEC、地方自治体の排水処理に関する指令91/271/EEC、生活用水の水質に関する指令98/83/EEC、船舶に起因する海洋汚染及び違反への罰則規定に関する指令2005/35/EC、水浴場の水質及び管理に関する指令2006/7/EC、水域への汚染物質の排出を規制する指令2006/11/EC、魚類のために保護又は改善を要する淡水の水質に関する指令2006/44/EC、貝類の生息水域の水質の要件を定める指令2006/113/EC、地下水を汚染及び悪化から保護する指令2006/118/EC、洪水リスクの評価及び管理に関する指令2007/60/EC、水政策の分野における環境基準に関する指令2008/105/EC、海洋戦略枠組指令2008/56/EC、水質の化学的分析及び監視を行うための技術仕様を定める指令2009/90/ECである。

(32) Reinhardt, *op. cit.* (11), S.77ff. 水枠組指令の解説及び邦訳は、藤堂薫子・佐藤恵子「EU水政策枠組指令2000/60/EC」『環境研究』125号, 2002, pp.66-106に掲載されている。解説としては他に、菅昌徹治「EUの水管理政策」『河川』68巻1号, 2012.1, pp.86-93がある。

ために、2002年に水管理法が改正された³³⁾。特に重要なのは、河川流域区による河川管理が導入されたことである(旧法第1b条)。また、水域の管理目標に関する規定(旧法第25a条～第25d条、第32c条及び第33条)が定められ、これを実現するための手法である措置計画(旧法第36条)及び河川流域管理計画(旧法第36b条)が定められた。

2 新水管理法制定以降

(1) 2009年の改正—競合的立法権限に基づく全面改正

第1章で述べたように、水管理法は、連邦の競合的立法権限に基づいて2009年に全面改正された。水管理法の全面改正に際しては、①従来原則的な規定が中心であった大綱法を、広範な規定を有する法律とすること、②法律の体系をより分かりやすくすること、③EU指令の規定を連邦で統一して実施すること、④連邦で統一する必要がある州法の規定を取り入れることが目標とされた³⁴⁾。法律の構成は一新され、第1章総則(第1条～第5条)、第2章水域の管理(第6条～第49条)、第3章水管理の特則(第50条～第95条)、第4章補償及び回復(第96条～第99条)、第5章水域の監督(第100条～第102条)、第6章過料及び経過規定(第103条～第106条)となった。

主要な改正点は、以下のとおりである³⁵⁾。なお、2009年の主要な改正点を、簡単な新旧対照表として末尾に掲載する(表「新旧対照表(2009年

改正時)』)。

- ・ 定義規定が拡大された(第3条第4号～第10号及び第12号)。
- ・ 水域の所有権を明文化した(第4条第1項、第2項及び第5項)。
- ・ 各州の水域利用に対する許可制度を調整し、特別許可(gehobene Erlaubnis)を定めた(第8条～第18条)。
- ・ 水域利用の許可の付与は、所管官庁の裁量によることを明文で定めた(第12条)。
- ・ EU指令の実施に必要な詳細な規定を法規命令で定めることを可能とするために、広範な授權規定が設けられた(第23条)。
- ・ 陸水域の管理に関する規定が拡大された。特に、最低流量(第33条)、魚類の遡上(第34条)、水力の利用(第35条)及び水域周縁帯(第38条)の規定が挙げられる。
- ・ 連邦法で初めて公共用水の供給(第50条)及び鉱泉保護(第53条)に関する規定が設けられた。
- ・ EUの洪水リスクの評価及び管理に関する指令2007/60/EC³⁶⁾(以下「洪水指令」という。)が実施された(第72条～第75条、第79条第1項及び第80条)。
- ・ 連邦法で初めて受忍義務及び容認義務に関する規定(第91条～第95条)が設けられた。また、補償及び回復に関する規定(第96条～第99条)及び水域監督に関する規定(第100条～第102条)がそれぞれ独立した章となった。

³³⁾ Siebtes Gesetz zur Änderung des Wasserhaushaltsgesetzes vom 18. Juni 2002 (BGBl. I S.1914). 2002年6月25日に施行された。

³⁴⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/12275, S.40.

³⁵⁾ *ibid.*, S.40f.

³⁶⁾ Directive 2007/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2007 on the assessment and management of flood risks (OJ L288, 6.11.2007, p.27). 洪水指令の和訳は、日本生態系協会のウェブサイトに掲載されている。(<http://www.ecosys.or.jp/activity/international/Directive_2007_60_EC_of_the_European_Parliament_and_of_the_Council_of_23_October_2007_on_the_assessment_and_management_of_flood_risks.pdf>)

(2) 2011年の改正—EU 海洋戦略枠組指令の実施

水管理法は、2011年に、EUの海洋戦略枠組指令を実施するために改正された³⁷⁾。この改正では、沿岸水域の外側にある海水域のための規定が設けられ、「第2章水域の管理」に、「第3a節海水域の管理」(第45a条～第45l条)が挿入された。海洋戦略枠組指令によれば、EU加盟国は、2020年までに海水域の良好な状態を達成しなければならない。そのための戦略的な枠組みの手続が定められた。

Ⅲ 水管理法の概要

第Ⅲ章では、第Ⅱ章で紹介した改正を経た後の2012年8月現在の水管理法の概要を紹介する³⁸⁾。

第1章 総則(第1条～第5条)

水管理法が適用される水域は、陸水域、沿岸水域及び地下水である。一部の規定は、海水域にも適用される(第2条)。陸水域とは、流水域(河川、運河等)、止水域(湖、沼、池等)及び湧水をいう。沿岸水域とは、平均海面時の海岸線と領海線(12海里)の間の海をいう。地下水とは、帯水層中の地下水をいう(第3条)。海水域とは、沿岸水域並びに排他的経済水域(200海里)及び大陸棚の範囲における水域をいい、海水域に適用される規定は、主に第2章第3a節(海水域の管理)の規定である。EU指令にいう海水域には沿岸水域も含まれるため、海水域のうち沿岸水域にあたる部分には、第2章第3a節(海水域の管理)と第2章第3節(沿岸水域の管理)の両節の規定が適用される³⁹⁾。

水域の所有権については、連邦が連邦水路の

所有権を有し、陸水域のうち流水域の水及び地下水は所有権の対象とされない旨が定められている。その他所有権については、州法の規定が適用される。土地所有権には、官庁の許可を要する水域利用、及び水域工事を目的とする権利は含まれない(土地所有権の制限)。水域の所有者及び利用権者は、第三者による官庁の許可を受けた水域利用及び許可を要しない水域利用を受忍しなければならない。(第4条)

第2章 水域の管理(第6条～第49条)

第2章は、第1節通則(第6条～第24条)、第2節陸水域の管理(第25条～第42条)、第3節沿岸水域の管理(第43条～第45条)、第3a節海水域の管理(第45a条～第45l条)、第4節地下水の管理(第46条～第49条)の5つの節から構成されている。

a) 水域管理の一般原則

第1節通則では、最初に水域管理の一般的な基本原則が定められている。水域管理の目的として、自然生態系の構成要素及び動植物の生息地としての水域の機能及び供給能力を保持及び改善すること、公益のために水域を利用すること、公共用水の供給のために現在又は将来の水域の利用可能性を維持又は創出すること、できる限り河川の自然な水流環境を整え、特に遊水地により洪水被害の発生を予防すること等が挙げられている。さらに、自然又は自然に近い状態にある水域はその状態を維持するものとし、工事により自然に近い状態でなくなった水域は、できる限り自然に近い状態に復すものとする旨が定められている(第6条)。これらの水域管理は、主に州の所管官庁の任務である。

³⁷⁾ Gesetz zur Umsetzung der Meeresstrategie-Rahmenrichtlinie sowie zur Änderung des Bundeswasserstraßengesetzes und des Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetzes vom 6. Oktober 2011 (BGBl. I S.1986).

³⁸⁾ 第Ⅲ章の解説は、主に Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/12275, 13426 を参考にした。

³⁹⁾ Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6055, S.17f.

水域管理は、EUの水枠組指令に基づき、行政単位とは異なる河川流域区の単位で行われている。ドイツには、10の河川流域区がある。州の所管官庁は、州内の河川の流域、領海基線から1海里までの沿岸水域及び地下水を河川流域区に割り当てる。州の所管官庁は、水利上の計画及び措置を互いに調整し、必要な場合には他国の所管官庁とも調整を行う⁽⁴⁰⁾。(第7条)

b) 許可制度

第1節では、次に水域利用の許可制度が定められている。水域の利用には、許可又は特許を要する(第8条)。許可は、水域を特定の目的のために特定の方法及び規模で利用する資格(Befugnis)を与え、特許は、同様の権利(Recht)を与えるものである(第10条)。許可及び特許は、所管官庁の義務的裁量による(第12条)。

許可と特許の大きな違いは、許可の場合より、特許の場合の方が確実な法的地位を得られることである。特許を受けた水域利用により負の影響を受ける第三者は、水域利用者に対して、妨害排除、利用の差止、対策の実施又は損害賠償の請求権を行使することはできない(第16条)。そのため、当事者及び関係官庁が異議申立てを行うことができる手続でなければ、特許を行うことはできない(第11条)。また、特許は、一定の要件が存在する場合に限り、撤回することができる(第18条)。特許の要件は、①利用者の確実な法的地位がなければ、水域利用が経済的に合理的でないこと、②水域利用が特定の計画の特定の目的に資すること、③水域への物質の混入又は流入をしないこと⁽⁴¹⁾、長期的に又は少なからぬ規模で水の性状を悪化させる措置でないことである。特許には、期限が付される(第14条)。

それに対して、許可を受けた水域利用により負の影響を受ける第三者は、私法上の妨害排除請求権を有する。また、許可は撤回することができる(第18条)。許可は、このように確実な法的地位を与えるものではないが、より迅速にこれを受けられることができる。

2009年の改正により、許可と特許の中間的な位置を占める特別許可の制度が導入された。特別許可は多くの州ですすでに行われているものであるが、連邦の水管理法の施行後はすべての州で行われることになった。許可は、公益又は水域利用者の正当な利益が存在する場合には、特別許可として行うことができる(第15条)。第三者は、水域利用の特別許可を受けた者に対して、利用の停止を要求することはできず、影響を排除する対策に限り、要求することができる(第16条)。特別許可は、当事者及び関係官庁が異議申立てを行うことができる手続でなければ、これを行うことはできない(第15条)。しかし、特別許可はあくまでも許可の一種であり、水域を利用することを可能とする資格である。

c) 陸水域、沿岸水域及び地下水に共通する規定(水枠組指令に関するものを除く)

第2節では陸水域、第3節では沿岸水域、第4節では地下水の管理について定められている。

水域の利用には許可又は特許を要するという原則の例外として、これらを要しない水域利用がある。例えば、他の者の権利を侵害せず、州法が定める範囲で、陸水域を利用する(共同使用)場合には、許可又は特許は不要である(第25条)。また、陸水域の所有者並びに沿岸地の所有者及び利用権者による水域利用も、許可又は特許を要しない。ただし、陸水域への物質の混入及び

(40) 例えばライン河川流域区は、9か国、ドイツの8つの州に属している。Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *Die Wasserrahmenrichtlinie: Auf dem Weg zu guten Gewässern*, Berlin 2010, S.6. http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/broschuere_wasserrahmenrichtlinie_bf.pdf

(41) 混入(Einbringen)は固体、流入(Einleiten)は液体に対応している。

流入を除く(第26条)⁽⁴²⁾。沿岸水域(第43条)及び地下水(第46条及び第49条)の利用についても、許可を要しない場合が定められている。

また、各水域の清浄維持のための規定がある。陸水域の清浄維持のためには、処分のために固体を陸水域に混入してはならず、水の性状又は水流が悪化するおそれがない場合に限り、陸水域に物質を置き又は放置することができる(第32条)と定められている。沿岸水域(第45条)及び地下水(第48条)についても同様の規定がある。

d) 陸水域に固有の規定

EUの水枠組指令の実施に伴って、陸水域の保護を強化するための規定が2009年に導入された。陸水域の堰止め、陸水域からの取水又は分水は、水域に必要な最低流量が維持される場合に限り、許可される(第33条)。堰堤の設置、大規模な改修及び運営は、適切な方法で魚類の遡上を維持又は回復することができる場合に限り、許可される(第34条)。水力の利用は、魚類保護のための適切な措置が講じられる場合に限り、許可される(第35条)。これらの規定は、いずれも魚類保護を目的としたものである。

陸水域における施設の設置、運営、維持及び閉鎖は、水域の改変が予想されず、水域維持が困難とならないように行わなければならない(第36条)。低地へと流れる自然な水流を閉塞して、高地に不利益を与えてはならない。自然な水流を強化し、又は他の方法により改変して、低地に不利益を与えてはならない(第37条)。岸及

び陸側で平均水位の水域に接する土地を水域周縁帯という。水域周縁帯は、陸水域の生態学的機能の保持及び改善、貯水、水流の保全並びに非点源汚染(diffuse Quellen)⁽⁴³⁾からの物質混入の回避に資するものであり、水域周縁帯においては、緑地から畑地への変更、汚染物質の取扱い等が禁止される(第38条)。

また、従来から陸水域の維持についての規定がある。陸水域の維持は、州法の規定により地方公共団体等の任務とされていない場合には、水域の所有者がその義務を負う(第40条)。水域維持とは、水域の保全及び手入れ⁽⁴⁴⁾であり、水底の維持、岸の維持、船舶航行可能性の維持等を含む(第39条)。

e) 水枠組指令を実施する規定

水枠組指令は、陸水域、沿岸水域及び地下水に関するものである。第2章では陸水域の管理目標(第27条～第31条)について定められているが、第3章中の措置計画(第82条)、河川流域管理計画(第83条)、措置計画及び河川流域管理計画の期限(第84条)の規定も関連するので、ここで併せて紹介する。

水枠組指令は、加盟国に対して、2015年までに陸水域、沿岸水域及び地下水の状態を良好なものにすること並びにそのためのスケジュールの策定を義務づけるものである。2002年の水管理法の改正時に、この水枠組指令を実施する規定が導入された。陸水域については、最初に、人工水域又は大規模に改変された水域を分類する

(42) 他に許可又は特許を要しない場合として、公共の安全のための現在の危険の防止に資する水域利用(第8条第2項)、防衛を目的とする訓練及び試験又は公共の安全のための危険の防止における水域利用(第8条第3項)、陸水域の維持又は水域工事のための措置(第9条第3項)がある。

(43) EUの欧州汚染物質の排出及び移動の登録制度に関する規則No.166/2006によれば、非点源汚染とは、多数の小規模に点在する汚染源で、当該汚染源からの有害物質が土壌、大気及び水に排出されるおそれがあり、その全体としての影響は甚大であるが、個々の汚染源からの報告を集めることは実際的でないものをいう(規則第2条第12号)。

(44) 手入れ(Entwicklung)とは、例えば、崖崩れ後の岸の整備、水底の地ならし、土砂の除去、経済的及び環境に配慮した水域維持のための護岸改修、湖沼の機能保全のための定期的な植物の除去等をいい、工事(Ausbau)とは区別される。Reinhardt, *op. cit.* (11), S.918f.

(第 28 条)⁽⁴⁵⁾。ここで、人工水域にも大規模に改変された水域にも分類されなかった水域は、生態学的及び化学的な状態の悪化を回避し、生態学的及び化学的に良好な状態を維持又は達成するように管理しなければならない。人工水域又は大規模に改変された水域と分類された水域は、生態学的な潜在能力及び化学的な状態の悪化を回避し、良好な生態学的な潜在能力及び良好な化学的な状態を維持又は達成するように管理しなければならない(第 27 条)⁽⁴⁶⁾。

この管理目標を達成するための手段として、第 82 条から第 84 条に措置計画及び河川流域管理計画が定められている。そのスケジュールは、次のようなものである。①水域の現状分析(2004 年末まで)。これは、水域の特徴の分析、人間の行為が与える影響、水利用の経済的分析などを含む。②措置計画及び河川流域管理計画の策定(2009 年末まで)。河川流域区ごとに策定される措置計画には、管理目標を達成するために必ず実施しなければならない基本的な措置と、管理目標の達成のために必要となる補足的な措置が含まれる。措置計画に含まれる措置には、例えば、水域の構造を自然にすること、魚類の遡上を確保するために横断障害構造物を撤去すること、排水処理施設の性能を上げること、農業における土壌使用の改善などがある⁽⁴⁷⁾。措置計画は、2012 年から実施されている。さらに、河川流域区ごとに、河川流域管理計画が策定される⁽⁴⁸⁾。河

川流域管理計画は、措置計画の基礎であり、河川流域区の特徴や保護区域、監視措置、管理目標、水利用の経済的分析の要約、措置計画の要約等が含まれる。河川流域管理計画の策定にあたっては、公衆からの意見聴取の機会が設けられる。措置計画及び河川流域管理計画は、2015 年末までに、及びそれ以降は 6 年ごとに見直される。③管理目標の達成(2015 年末、2021 年末、2027 年末まで)。管理目標の達成は 2015 年末までとされているが、達成できない場合には、原則 2 回期限を延長することができ、最終的な期限は 2027 年末となっている(第 29 条)。

管理目標に関する規定は、沿岸水域(第 44 条)及び地下水(第 47 条)についても定められている。地下水は、地下水の水量及び化学的な状態の悪化を回避し、水量及び化学的に良好な状態を維持又は達成するように管理しなければならないとされている。

第 3a 節は海洋戦略枠組指令を実施するものであり、海水域の管理目標などが同様に定められているが、省略する。

第 3 章 水管理の特則(第 50 条～第 95 条)

第 3 章は、第 1 節公用水の供給、水保護区域及び鉱泉の保護(第 50 条～第 53 条)、第 2 節排水処理(第 54 条～第 61 条)、第 3 節汚染物質の取扱い(第 62 条～第 63 条)、第 4 節水域保護担当員

(45) ドイツの陸水域及び沿岸水域のうち、37%が大規模に改変された水域、15%が人工水域と分類されている。

Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *op. cit.* (40), S.21.

(46) このための具体的な要件は、Verordnung zum Schutz der Oberflächengewässer (Oberflächengewässerverordnung) vom 20. Juli 2011 (BGBl. I S.1429) で定められている。

(47) Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit, *op. cit.* (40), S.9.

(48) 2009 年に策定されたドイツの河川流域管理計画によれば、生態学的な状態については、ドイツにある 9,900 の陸水域及び沿岸水域のうち 10%が「大変良好」又は「良好」な状態(潜在力)を達成している。「おおむね良好」が 30%、「やや悪い」が 34%、「悪い」が 23%である。化学的な状態では、「良好」が 88%であるが、EU の環境基準に関する指令 2008/105/EC が 2010 年から適用されると、この割合が小さくなると見られている。総じて、9.5%の陸水域及び沿岸水域が良好な状態にある。ドイツの 10 の河川流域において最重要の課題は、富栄養化物質及び有害物質の水域への流入を削減すること、水文地形学的要素(Hydromorphologie; 例えば水底の状態、岸の状態、水収支)を改善して魚類の移動可能性を確保することである。*ibid.*, S.10f.

(第 64 条～第 66 条)、第 5 節水域工事、堤防、ダム及び護岸工事 (第 67 条～第 71 条)、第 6 節洪水防御 (第 72 条～第 81 条)、第 7 節水利計画及び文書 (第 82 条～第 88 条)、第 8 節水域の改変に対する責任 (第 89 条～第 90 条)、第 9 節受忍義務及び容認義務 (第 91 条～第 95 条) の 9 つの節から構成されている。第 3 章の章名は特則とされているが、この章は、公共用水の供給、排水処理、水域工事、洪水防御等の重要な規定を有する。第 2 章の規定と第 3 章の規定は、相互に補うものである⁽⁴⁹⁾。

a) 公共用水の供給、水保護区域、鉱泉の保護

公共用水の供給は、生活保障義務 (Daseinsvorsorge) であるとされている。水の需要は、優先的に当該地域の水を用いて供給しなければならないという原則が定められている (第 50 条)。公共用水の供給、特に飲料水の供給に鑑みて、州政府は、地下水の質及び量を保護するため水保護区域を指定することができる (第 51 条)⁽⁵⁰⁾。所管官庁は、水保護区域について、特定の行為を禁止又は制限することができ、土地の所有者に対して、土地の特定の利用方法や土地の管理に関する記録、水域や土壌の観察等の受忍を義務付けることができる (第 52 条)。健康に資する天然又は人工の鉱泉は、申請に基づき州の認定を受けることができる。州政府は、州に認定された鉱泉の保護のために、鉱泉保護区域を指定することができる。鉱泉保護区域は、水保護区域と同様の保護を受ける (第 53 条)。

b) 排水処理 (Abwasserbeseitigung)

排水は、汚水 (家庭、産業、農業等に利用することにより特性が変化した水) 及び雨水であると定義されている (第 54 条)。排水処理の原則として、公益が侵害されないように排水処理を行うこ

と、雨水は発生地において浸透させ又は処理することが定められている (第 55 条)。排水は、州法上処理義務を負う公法上の法人が処理しなければならないが、第三者への委託も認められている (第 56 条)。水域への排水の流入 (直接流入) は許可 (Erlaubnis) を要し (第 57 条)、公共排水処理施設への排水の流入 (間接流入) は所管官庁による認可 (Genehmigung) を要する (第 58 条)。産業排水の処理のための民間の排水処理施設への排水の流入は、排水処理施設の事業者と排出者との間で締結する契約が一定の要件を備える場合には、認可の申請義務を免除される (第 59 条)。また、排水を水域又は排水処理施設へ流入させる者は排水を調査し、排水処理施設の事業者は施設及び排水を自己監視しなければならない (第 61 条)。

c) 汚染物質の取扱い

産業及び公共分野において汚染物質を取り扱う施設は、水域の特性を悪化させるおそれがないように、施設を調達、設置、維持、運営及び閉鎖しなければならない (第 62 条)。ここでいう施設とは非常に幅広いものであり、例えば、タンク車、木材加工業者において木材防腐剤を使用する保管施設、製造施設、化学洗浄施設、タンク、コンテナ等である⁽⁵¹⁾。汚染物質を保管し、充填し及び積み替える施設については、所管官庁がその適性を確認した上で、これを設置及び運営することができる (第 63 条)。

d) 水域保護担当員 (Gewässerschutzbeauftragte)

一日に 750 立法メートルを超える排水を水域に流入させることが許されている事業者は、水域保護についての事業所担当員 (水域保護担当員) を指名しなければならない (第 64 条)。水

(49) Reinhardt, *op. cit.* (11), S.673f.

(50) ドイツの飲用水の 4 分の 3 が地下水である。現在、約 17,000 の水保護区域が指定されている。

(51) Reinhardt, *op. cit.* (11), S.858.

域保護担当員は、水域保護にとって重要な事柄について、水域利用者及び事業所の従業員に助言を行う。水域保護担当員は、更に、水域保護のための規定が遵守されているか否かの監視、適切な排水処理手続の適用、排水を回避又は減少させるための手続の導入、事業所が原因で生じた水域汚染及びその回避のための措置について、従業員に対する啓発等を行う。また、水域保護担当員は、水域利用者に対して、毎年、水域保護のために採った措置及び予定している措置について、報告書を提出する（第 65 条）。

e) 水域工事、堤防、ダム及び護岸工事

水域工事は、水域又はその岸の造成、除去及び大きな改造と定義されている。洪水の流れに影響を与える堤防及びダム建設並びに護岸工事も、水域工事に等しいとされている。水域工事は、自然の遊水地が維持され、自然の水流が大きく変更されず、当該自然圏に典型的な生物群集が保持され、及び水域の状態の他の悪化が回避され、これが可能でない場合には、回復されるように行わなければならない（第 67 条）。水域工事には、所管官庁による計画確定⁵²⁾又は計画承認という手続が必要である。公益に対する侵害、特に、洪水の危険の増加、又は、自然の遊水地の破壊が予想されない場合に、計画は確定又は承認される（第 68 条）。

f) 洪水防御

洪水防御に関する規定は、1993 年及び 1995 年のライン川の洪水、2002 年のエルベ川の洪水

を経て強化されてきた⁵³⁾。従来、洪水防御の主たる手法は、浸水区域（Überschwemmungsgebiete）の指定である⁵⁴⁾。水管理法において浸水区域とは、水域と堤防又は崖との間の区域、及び洪水時に浸水するその他の区域で、洪水被害の軽減のために遊水地として使用されるものである。州政府は、法規命令により、少なくとも統計上洪水が 100 年に一度予想される区域等を、浸水区域として指定する。浸水区域は、2013 年までに指定しなければならない（第 76 条）。浸水区域においては、遊水地としての機能を維持しなければならない（第 77 条）。浸水区域においては、建設区域の指定、浸水時に水流を遮る壁などの設置、地表面の高さの変更、緑地から畑地への変更等が禁止される（第 78 条）。

2009 年の改正では、EU の洪水指令を実施する規定が導入された。その概要は、次のとおりである。洪水とは、陸水域における氾濫又は沿岸地域における海水の浸入により、通常水で覆われていない土地が一定期間浸水することをいう（第 72 条）。所管官庁は、洪水の危険を評価し、これに基づいて洪水の危険の高い区域（洪水想定区域）を指定する。洪水の危険の評価及び洪水想定区域の指定は、河川流域区又は他の適切な管理単位ごとに行われる。洪水の危険は、2011 年までに評価し、2018 年までに、それ以降は 6 年ごとに見直し、必要な場合には改訂する（第 73 条）。所管官庁は、管理単位における洪水想定区域について、最適な浸水想定地図及び被害想定地図を策定する。浸水想定地図には、洪水の際に浸水する区域、浸水の規模等が記載され、

52) 計画確定手続は、行政手続法が定める大規模事業のための許認可手続であり、所管官庁が計画確定を決定すると、当該事業のために必要なすべての許認可が同時に付与される。道路、鉄道、航空、水路などの大規模事業に対して適用され、手続においては、関係官庁や市民の広範な参加の機会が確保されている。

53) 特に、洪水防御に関する規定を強化した法律は、Gesetz zur Verbesserung des vorbeugenden Hochwasserschutzes vom 3. Mai 2005, (BGBl. I S.1224.) である。同法により、水管理法も改正された。

54) 1990 年代及び 2000 年代の大洪水を経験して、それまでの堤防やダムによる洪水防御から、十分な遊水空間を確保した洪水防御へという理念の転換があった。ただし、土地所有者、都市計画、農業従事者、住民等の関係者の利害調整が難しく、浸水区域の指定はそれほど進んでいない。Thomas Hartmann, „Den Flüssen mehr Raum geben – Umsetzungsrestriktionen in Recht und Praxis“, *Raumforschung und Raumordnung*, 2011, 69(4), S.257ff.

被害想定地図には、予想される被害等が記載される。浸水想定地図及び被害想定地図は、2013年までに策定し、2019年までに、及びそれ以降は6年ごとに見直し、必要な場合には改訂する（第74条）。所管官庁は、洪水想定区域について、浸水想定地図及び被害想定地図に基づいて、洪水危険管理計画を策定する。洪水危険管理計画は、陸水域においては100年に一度と予想される洪水、沿岸区域の保護においては非常事象により生ずる被害を、可能な限り軽減するためのものである。洪水危険管理計画では、洪水危険管理のための目標、特に、人の健康、環境、文化遺産、経済活動及び多大な実価に対する被害の軽減のための目標を定める。洪水危険管理計画は、2015年までに策定し、2021年までに、及びそれ以降は6年ごとに見直し、必要な場合には改訂する（第75条）。

第4章 補償及び回復（第96条～第99条）（略）

第5章 水域の監督（第100条～第102条）

各州の水域の監督を所管する官庁の任務は、水域並びに水管理法及び同法に基づく法令の規定による公法上の義務の遵守状況を監視することである。また、所管官庁は、水管理法及び州法の規定による許可を、定期的又は臨時に検査する（第100条）。所管官庁の職員及び受託者は、水域における航行、技術的な調査及び検査の実施、事業所に対する情報提供の要求、事業所への立入り等の権限を有する（第101条）。

第6章 過料及び経過規定（第103条～第106条）（略）

おわりに

以上に見たように、ドイツの水管理法は水に関する様々な分野を網羅する法律である。所管官庁が連邦環境省及び州の環境省であることから窺われるように、水管理法では、水質の保全や、自然生態系の構成要素としての水域の保護という観点が近年強くなってきた。これは、良質な飲料水の供給、生物種の保護、水辺におけるレクリエーション機会の提供などにつながっている。その一方、水管理法は、水域の様々な利用を可能とする法律でもある。

水域をできるだけ自然又は自然に近い状態で維持するという原則は、2002年のエルベ川の大洪水後に河川の氾濫原がますます重要視され、堤防を河川から十分な距離をとって設置する取組みなどに実現されている⁵⁵⁾。また、2012年10月16日、連邦行政裁判所は、ハンブルクから河口までの間（約100キロ）のエルベ川を深さ14.5メートルの船舶が航行できるようにするための浚渫事業を、連邦行政裁判所の確定した判決が出るまでの間、執行停止した⁵⁶⁾。水枠組指令の実施に伴い、水域の状態を良好なものにしようとする努力は、現在まさにその途上にある。

河川、湖沼、海洋といった水域の自然を保護又は回復することは、人間と自然が共生する社会を拓けることになる。このような水に関する総合的な法律は、水や水域に対する意識の向上にも意義があるものと思われる。

（わたなべ ふくこ）

⁵⁵⁾ „Alles im Fluss,“ *Süddeutsche Zeitung*, 13. August 2012, S.6. 近隣の住民には、堤防をより高くして強化しないと不安だという声もある。

⁵⁶⁾ この浚渫事業は、経済界からの要望もありハンブルク市が数年前から推進していた。事業は、所管官庁により計画決定されていたが、環境に与える影響が大きいため、環境団体が当該計画確定に対する不服の訴訟を提起していた。2012年10月16日の行政裁判所の決定により、事業は2年程度遅れるとみられている。„Gericht stoppt Vertiefung der Elbe,“ *Süddeutsche Zeitung*, 18. Oktober 2012, S.6.

表 新旧対照表 (2009年改正時)

新法の条	旧法の条	新法の条文タイトル	主要な改正点
第1章 総則			
1	新設	目的	
2	1	適用範囲	
3	1,7a	定義	水枠組指令の重要な用語が定義された。
4	新設	水域の所有権及び土地所有権の制限	河川の水及び地下水には所有権が認められない旨が定められた。
5	1a,31a	一般的な配慮義務	
第2章 水域の管理			
第1節 通則			
6	1a, 31	水域管理の一般的な基本原則	水域管理の一般原則として、水域の利用可能性を維持すること、遊水地により洪水被害を予防すること等が追加された。
7	1b	河川流域区による管理	
8	2,17a,7	許可及び特許	公共の安全のための危険の防止に資する水域利用は、許可又は特許を要しない旨が定められた。
9	3	利用	陸水域及び沿岸水域と並んで、地下水への物質の混入も利用とみなされるようになった。
10	2,7,8	許可及び特許の内容	
11	7,9	許可手続及び特許手続	
12	6	許可及び特許の要件並びに水域管理に関する裁量	許可及び特許は、所管官庁の裁量による旨が定められた。
13	4,5	許可及び特許の内容及び附款	
14	8,10	特許に係る特別	
15	新設	特別許可	許可と特許の中間的な特別許可が導入された。
16	11	私法上の妨害排除請求権の排除	水域利用が特別許可による場合には、侵害を受けた第三者は、当該利用の停止を要求することはできないが、影響を排除する対策に限り要求することができる旨が定められた。
17	9a	事前開始の許可	
18	7,12	許可及び特許の撤回	
19	14	計画確定及び鉱業法上の事業計画	
20	15	従前の権利及び従前の資格	
21	16	従前の権利及び従前の資格の登録申請	
22	18	競合する水域利用の調整	競合する水域利用の調整は、当事者の利益を衡量して、官庁の裁量により行う旨が定められた。
23	6a,7a	水域管理に関する法規命令	法規命令で定める事項として、排水処理施設に対する要件、水域の汚染物質からの保護、水域保護区域の指定等を追加した。
24	21h	EU環境監査制度の参加事業者のための手続軽減	
第2節 陸水域の管理			
25	23,25	共同使用	
26	24	所有者使用及び沿岸者使用	陸水域の所有者による水域への物質の混入及び流入は、自己使用とみなさない旨が定められた。
27	25a,25b	陸水域の管理目標	
28	25b	人工的な水域及び大規模に改変された水域の分類	

29	25c	管理目標達成の期限	管理目標達成の期限を 2015 年 12 月 22 日と定め、6 年の延長が 2 回まで可能である旨が定められた。
30	25d	緩やかな管理目標	
31	25d	管理目標の特例	
32	26	陸水域の清浄維持	旧法では、土砂一般の陸水域への混入が許容されていたが、これが、水域から採取した土砂に限定された。
33	新設	最低流量	陸水域の堰止め、陸水域からの取水又は排水は、最低流量を維持する場合に限り、許可される旨が定められた。
34	新設	陸水域における魚類の遡上	堰堤の設置等は、魚類の遡上を維持することができる場合に限り、許可される旨が定められた。
35	新設	水力の利用	水力の利用は、魚類保護の措置が講じられる場合に限り、許可される旨が定められた。
36	新設	陸水域の水中、岸、水上及び水面下の施設	陸水域における施設の設置、運営、維持及び閉鎖は、水域の変更が予想されず、水域の維持が困難とならないように行わなければならない旨が定められた。
37	新設	水流	自然な水流は、土地の高低によって阻害されてはならない旨が定められた。
38	新設	水域周縁帯	陸水域の環境的機能等の維持に資するための水域周縁帯が定められた。
39	28	水域維持	水域維持に含まれる事項として、野生の動植物の生息地としての水域の生態学的な機能の維持、水、瓦礫等の搬出に鑑みた水域の維持が追加された。
40	29	水域維持の費用負担	水域の所有者が水域維持の費用負担を負う場合の、水域維持の費用の受益者負担、水域維持の第三者への委託、原因者負担などが定められた。
41	30	水域維持における特別な義務	水域維持のための受忍義務を負う者として、水域の所有者及び利用権者が追加された。
42	新設	水域維持のための官庁の決定	
第 3 節 沿岸水域の管理			
43	32a	許可を要しない沿岸水域の利用	
44	32c	沿岸水域の管理目標	
45	32b	沿岸水域の清浄維持	
第 4 節 地下水の管理			
46	33	許可を要しない地下水の利用	
47	33a	地下水の管理目標	
48	34	地下水の清浄維持	地下水への液体の流入に加えて、固体の混入も、水の性状が悪化するおそれがない場合に限り、許可される旨が定められた。
49	35	掘削	地下水の掘削のためには、官庁への届出を要する旨が定められた。
第 3 章 水管理の特例			
第 1 節 公共用水の供給、水保護区域及び鉱泉の保護			
50	1a	公共用水の供給	公共用水の供給は生活保障義務である旨や取水装置の要件等について定められた。
51	19	水保護区域の指定	水保護区域を法規命令で指定する旨及び飲料水保護区域が定められた。
52	19	水保護区域における特別な要件	水保護区域における禁止事項や制限事項を拡大した。
53	新設	鉱泉の保護	州に認定された鉱泉は、水保護区域と同様の保護を受けるとされた。
第 2 節 排水処理			
54	18a	排水及び排水処理	排水について、汚水と雨水を定義した。
55	18a	排水処理の原則	雨水は、発生地において浸透させるとの原則が定められた。

56	18a	排水処理の義務	
57	7a	水域への排水の流入	水域への排水の直接流入の要件として、下水装置の設置及び運営の要件が追加された。
58	7a	公共排水処理施設への排水の流入	
59	新設	民間排水処理施設への排水の流入	公共排水処理施設への排水の流入と同等とされる民間排水処理施設への流入が定められた。
60	18b,18c	排水処理施設	州は、排水処理施設の設置、運営及び大規模な改修について、届出を要する旨を定めることができるとされた。
61	新設	排水の水域への流入及び排水処理施設における自己監視	排水を水域へ流入させる者及び排水処理施設における自己監視の義務が導入された。
第3節 汚染物質の取扱い			
62	19g	汚染物質の取扱いの要件	
63	19h	適性確認	所管官庁が行う適性確認の対象が汚染物質を保管し、充填し及び積み替える施設に限定され、汚染物質を製造、処理、使用する施設は対象外となった。
第4節 水域保護担当員			
64	21a	水域保護担当員の指名	環境汚染防止担当員及び廃棄物担当員は、水域保護担当員の任務及び義務を遂行することができる旨が追加された。
65	21b	水域保護担当員の任務	
66	新設	他に適用する規定	水域利用者と水域保護担当員の関係が定められた。
第5節 水域工事、堤防、ダム及び護岸工事			
67	31	原則及び定義	水域工事とみなされるものに、護岸工事を追加した。
68	31	計画確定及び計画承認	
69	31	部分的な許可及び事前の開始	
70	31	適用規定及び手続	
71	新設	取用法上の先行効果	公益に資する水域工事には、取用が可能である旨が定められた。
第6節 洪水防御			
72	新設	洪水	洪水指令に基づいて、洪水の定義が導入された。
73	新設	洪水の危険の評価及び洪水想定区域	所管官庁は、洪水指令に基づいて洪水の危険を評価し、洪水の危険の高い洪水想定区域を指定する旨が定められた。
74	新設	浸水想定地図及び被害想定地図	所管官庁は、洪水指令に基づいて、洪水想定区域について、浸水想定地図及び被害想定地図を策定する旨が定められた。
75	新設	洪水危険管理計画	所管官庁は、洪水指令に基づいて、洪水想定区域について、浸水想定地図及び被害想定地図を元に洪水危険管理計画を策定する旨が定められた。
76	31b	陸水域における浸水区域	洪水被害の軽減のため及び遊水地として使用される区域も、浸水区域として指定されるようになった。
77	31b	遊水地	
78	31b	指定された浸水区域のための特別の保護規定	浸水区域における禁止事項が追加された。
79	31a	情報公開及び積極的な参加	洪水の危険の評価、浸水想定地図及び被害想定地図並びに洪水危険管理計画の公表及び関係機関の参加について定められた。
80	新設	調整	浸水想定地図及び被害想定地図と水枠組指令との調整、洪水危険管理計画と河川流域管理計画との調整について定められた。
81	32	連邦政府による調停	
第7節 水利計画及び文書			
82	36	措置計画	
83	36b	河川流域管理計画	

84	36b	措置計画及び河川流域管理計画の期限	
85	新設	関係機関の積極的な参加	措置計画及び河川流域管理計画の策定等に際する、関係機関の参加が定められた。
86	36a	計画保全のための変更禁止	
87	37	水台帳	水台帳の記載の訂正、法的効力について定められた。
88	37a	情報入手及び情報提供	
第8節 水域の改変に対する責任			
89	22	水の性状の改変に対する責任	
90	22a	水域損害の浄化	
第9節 受忍義務及び容認義務			
91	新設	水理学的な措置	土地の所有者及び利用権者に対して、水域管理のための調査を受忍する義務が定められた。
92	新設	陸水域の改変	陸水域及び土地の所有者及び利用権者に対して、土地からの排水、排水処理等のために必要な陸水域の改変を受忍する義務が定められた。
93	新設	水及び排水の配管	土地及び陸水域の所有者及び利用権者に対して、排水、灌漑、水供給等のために必要な配管を受忍する義務が定められた。
94	新設	施設の共同利用	土地灌漑施設、水供給施設又は排水施設の事業者に対して、他の者の共同利用を受忍する義務が定められた。
95	新設	受忍義務及び容認義務に対する補償	第92条～第94条までの受忍義務により、所有権が著しく制限される場合の補償金が定められた。
第4章 補償及び回復			
96	20	補償義務の種類及び範囲	補償を、金銭に代えて、電力や土地で行う選択肢が定められた。
97	新設	補償義務を有する者	補償義務を生じさせる措置からの直接の受益者が補償金を支払い、直接の受益者がいない場合には州が支払う旨が定められた。
98	新設	補償手続	補償請求権の決定は、当該請求権の根拠となる命令と同時に進行する旨が定められた。
99	新設	回復	
第5章 水域の監督			
100	新設	水域の監督の任務	水域監督の任務は、水域及び法令の遵守の監視である旨が定められた。
101	21	水域の監督の権限	
102	21	防衛の施設及び設備における水域の監督	
第6章 過料及び経過規定（第103条～第106条）（抄）			

（出典） Deutscher Bundestag, *Drucksache* 16/12275, 13426 を参考に筆者作成

水管理法（抄）

Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts (Wasserhaushaltsgesetz – WHG)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

【目次】

第1章 総則	
第2章 水域の管理	
第1節 通則	
第2節 陸水域の管理	
第3節 沿岸水域の管理	
第3a節 海水域の管理	
第4節 地下水の管理	
第3章 水管理の特則	
第1節 公共用水の供給、水保護区域及び鉱泉の保護	
第2節 排水処理	
第3節 汚染物質の取扱い	
第4節 水域保護担当員	
第5節 水域工事、堤防、ダム及び護岸工事	
第6節 洪水防御	
第7節 水利計画及び文書	
第8節 水域の改変に対する責任（略）	
第9節 受忍義務及び容認義務	
第4章 補償及び回復	
第5章 水域の監督	
第6章 過料及び経過規定（略）	
附則第1 標準技術を定めるための基準（第3条第11号関係）（略）	
附則第2 河川流域区（第7条第1項第3文関係）（略）	

第1章 総則

第1条 目的

この法律は、持続可能な水域管理

(Gewässerbewirtschaftung) により、自然生態系の構成要素、人類の存続の基盤、動物及び植物の生息地並びに利用可能な財としての水域を保護することを目的とする。

第2条 適用範囲

(1) この法律は、次の水域に適用する。

1. 陸水域 (oberirdische Gewässer)
2. 沿岸水域 (Küstengewässer)
3. 地下水 (Grundwasser)

この法律は、これらの水域の一部にも適用する。

(1a) 海水域には、第23条及び第2章第3a節の規定を適用する。沿岸水域の管理に適用する規定は、その適用を妨げない。

(2) 州は、水利上二義的な小水域、特に、道路の構成要素である側溝、灌漑溝、排水溝及び鉱泉 (Heilquellen) をこの法律の規定の適用から免除することができる。ただし、第89条及び第90条の規定による水域の改変に対する責任については、この限りでない。

第3条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 陸水域 常に及び一時的に水底を流れ若しくはこれに停滞する水並びに湧水
2. 沿岸水域 平均海面時の海岸線又は陸水域の海側の境界線と領海の内側の境界線との間の海。連邦の内陸水路ではない陸水域の

* Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts (Wasserhaushaltsgesetz – WHG) vom 31. Juli 2009 (BGBl. I S.2585), das zuletzt durch Artikel 5 Absatz 9 des Gesetzes vom 24. Februar 2012 (BGBl. I S.212) geändert worden ist. 本訳は、連邦法務省と juris の共同ウェブサイト Gesetze im Internet に掲載する 2012年9月1日現在の水管理法のテキストを翻訳したものである。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補った。

海側の境界線は、州法の規定による。

- 2a. 海水域 沿岸水域並びに排他的経済水域及び大陸棚の範囲における水域（海底及び海底より下の部分を含む。）
3. 地下水 表土又は下層土に直接接する帯水層中の地下水
4. 人工水域 人により造成された陸水域又は沿岸水域
5. 大規模に改変された水域 人によりその物理学的な性質が大規模に改変された陸水域又は沿岸水域
6. 部分水域（Wasserkörper）陸水域又は沿岸水域の構成要素で個別に意味をなすもの（地表部分水域）及び一又は二以上の帯水層中において区画された地下水（地下部分水域）
7. 水域特性（Gewässereigenschaften）水域及び水域の一部の特性で、水の性状、水量、水域生態学及び水文地形学（Hydromorphologie）に関するもの
8. 水域の状態（Gewässerzustand）水域特性のうち、水域の生態学的、化学的及び水量の状態。人工水域又は大規模に改変された水域と分類された水域にあっては、生態学的な状態に代えて生態学的な潜在能力とする。
9. 水の性状（Wasserbeschaffenheit）陸水域又は沿岸水域の水及び地下水の物理学的、化学的又は生物学的な性状
10. 有害な水域の改変 公益、特に公共用水の供給を阻害する水域特性の改変又はこの法律、この法律に基づいて制定された規定若しくは他の水法の規定の要件を満たさない水域特性の改変
11. 標準技術 先進的な手続、設備又は事業方法で、大気、水及び土壌の汚染を抑制する措置、施設の安全性を保障する措置、環境に負荷の少ない廃棄物処理を保障する措

置又は環境全体の全般的な保護水準を高めるために環境に与える影響を防止し若しくは抑制する他の措置で実際に適すると思われるもの。標準技術を定めるに際しては、特に附則第1に掲げる基準を考慮しなければならない。

12. EU環境監査制度に参加する事業所（EMAS-Standort）企業の事業所で、2008年3月17日の法律（連邦法律公報第I部399頁）による改正後の2002年9月4日公示の環境監査法（連邦法律公報第I部3490頁）第32条第1項第1文の規定によりEU環境監査制度に登録されたもの
13. 流域（Einzugsgebiet）陸水域を通じて一つの河口、入江又は三角州において海に流れ込むすべての水が集まるその陸地の範囲
14. 支流域 陸水域を通じて特定の地点において[別の]陸水域に流れ込むすべての水が集まるその陸地の範囲
15. 河川流域区（Flussgebietseinheit）流域管理の基本単位として定められた陸域及び海域で、一の流域又は二以上の隣接する流域、当該流域に区分された地下水及び第7条第5項第2文の規定により当該流域に区分された沿岸水域により構成されるもの

第4条 水域の所有権及び土地所有権の制限

- (1) 連邦水路は、水路法の定めるところにより、連邦がその所有権を有する。連邦は、連邦水路の所有権者として、この法律、この法律に基づき制定された規定又は他の水法の規定から生ずる義務を負う。
- (2) 陸水域のうち流水域の水及び地下水は、所有権の対象とすることができない。
- (3) 土地所有権には、次の各号に掲げる事項を目的とする権利は含まない。
 1. 官庁の許可を要する水域利用

2. 水域工事（Ausbau）
- (4) 水域の所有者及び利用権者は、第三者が官庁の許可を受けて当該水域を利用する場合又はその利用に官庁の許可を要しない場合には、第三者による利用を受忍しなければならない。ただし、第9条第1項第3号の場合には、受忍義務はない。
- (5) その他水域の所有権については、州法の規定を適用する。

第5条 一般的な配慮義務

- (1) 何人も、水域に影響を及ぼすおそれのある措置を行うときには、次の各号に掲げる目的のために、状況に応じて必要な配慮を行う義務を負う。
1. 水域特性の悪化を回避すること。
 2. 水収支（Wasserhaushalt）⁽¹⁾を考慮して必要な節水を行うこと。
 3. 水収支の供給能力を維持すること。
 4. 水流（Wasserabfluss）の増量及び加速を回避すること。
- (2) 何人も、洪水被害を受けるおそれのあるものは、洪水被害の防止及び損害軽減のために、可能かつ合理的な範囲で適切な予防措置を講じる義務、特に、人、環境又は実価（Sachwerte）に対して与えるおそれのある被害を考慮して土地を利用する義務を負う。

第2章 水域の管理

第1節 通則

第6条 水域管理の一般的な基本原則

- (1) 水域は、特に次の各号に掲げる目的のために、持続可能な管理を行わなければならない。
1. 自然生態系の構成要素及び動植物の生息

地としての水域の機能及び供給能力を保持及び改善すること。これは、特に、水域特性の悪化からの保護により行う。

2. 水域に直接依存する陸域生態系及び湿地の水収支をも考慮して、その悪化を回避し、回避不可能であった少なからぬ悪化をできる限り回復（ausgleichen）すること。
 3. 公益のため、及び公益と調和した個人の利益のために水域を利用すること。
 4. 特に公共用水の供給のために現在又は将来の〔水域の〕利用可能性を維持し又は創出すること。
 5. 気候変動により生じうる影響を予防すること。
 6. 陸水域においてできる限り自然で無害な水流環境を整え、特に遊水地により洪水被害の発生を予防すること。
 7. 海洋環境の保護に寄与すること。
持続可能な水域管理により、環境全体の保護水準を向上させなければならない、その際、ある保護法益から他の保護法益へ負の影響が移転する可能性及び気候の保護の要件を考慮しなければならない。
- (2) 自然又は自然に近い状態にある水域はその状態を維持するものとし、自然の水域で、工事によって自然に近くなかったものは、極めて重要な公益に反しない限り、できる限り自然に近い状態に復すものとする。

第7条 河川流域区による管理

- (1) 水域は、河川流域区により管理しなければならない。河川流域区は、次の各号に掲げるものをいう。
1. ドナウ
 2. ライン
 3. マース

(1) 水収支とは、地球上のある一定地域において、一定期間内における水の流入と流出関係を定量的に表したものである。高橋裕ほか編『水の百科事典』丸善株式会社、1997、p.658。

4. エムス
5. ヴェーザー
6. エルベ
7. アイダー
8. オーダー
9. シュライ／トラーヴェ
10. ヴァルノウ／ペーネ

河川流域区の地図は、附則第2に掲げる地図とする。

- (2) 州の所管官庁は、河川流域区による水域管理のために必要な場合には、水利上の計画及び措置を互いに調整する。
- (3) 州の所管官庁は、この法律に定める水域管理の目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。
 1. 河川流域区が他の欧州連合加盟国の領土内にも存する場合、当該欧州連合加盟国の所管官庁と措置計画及び河川流域管理計画を調整すること。
 2. 欧州連合に属さない国の所管官庁と第1号の規定に準じた調整に努めること。
- (4) [州の所管官庁は、]連邦水路の管理に影響を与える場合には、第2項及び第3項の規定による調整において、所管の水路・船舶航行管理局 (Wasser- und Schifffahrtsdirektionen)⁽²⁾と協議しなければならない。欧州連合、外国又は国際機関との関係構築において国家全体の利益に関わる場合には、第3項の規定による調整に際し、連邦環境・自然保護・原子炉安全省と協議しなければならない。
- (5) 州の所管官庁は、州内の陸水域の流域、沿岸水域及び地下水を河川流域区に区分する。沿岸水域においては、領海基線上の最も近い点から海側への距離が1海里である線の陸側の水面、少なくとも主に淡水流の影響を受け

る汽水域の外縁までについてこれを適用する。この区分は、州が法律で定めることもできる。

第8条 許可 (Erlaubnis) 及び特許 (Bewilligung)

- (1) この法律又はこの法律に基づいて制定された規定に別段の定めがない限り、水域利用は、許可又は特許を要する。
- (2) 公共の安全のための現在の危険の防止に資する水域利用は、避けようとした損害が当該利用による水域特性の悪化によって生じるおそれがある損害を超える場合には、許可又は特許を要しない。当該利用を行った場合には、所管官庁に遅滞なくこれを報告しなければならない。
- (3) 防衛を目的とする訓練 (Übungen) 及び試験 (Erprobung) 又は公共の安全のための危険の防止において、[水域の]利用による他人への損害がないか又は僅かな場合であって、水域特性の悪化のおそれがないと認められるときには、次の各号に掲げる水域利用は、許可又は特許を要しない。
 1. 水域から一時的に取水すること。
 2. 可動式設備により水を水域に再流入させること。
 3. 水域へ一時的に物質を混入すること。
 水域利用は、訓練又は試験の開始前に適時に、所管官庁に届け出なければならない。
- (4) 許可又は特許に別段の定めがない限り、[これらに基づく地位は、]水利用施設とともに、又は土地に対して付与された場合にあっては土地とともに、承継人に移転する。

第9条 利用

- (1) この法律にいう利用とは、次の各号に掲げるものをいう。

(2) 7つの水路・船舶航行管理局が連邦交通省 (Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung) の下に置かれている。

1. 陸水域からの取水及び分水
 2. 陸水域の水位の引上げ又は引下げ
 3. 陸水域からの固体物質の抽出。ただし、これが水域特性に影響を与える場合に限る。
 4. 水域への物質の混入及び流入
 5. 地下水の取水、揚水、湧出及び分水
- (2) 次の各号に掲げるものも、利用とみなす。
1. 専用の設備又は適切な設備による地下水の引上げ及び引下げ並びに地下水の水路変更
 2. 長期的に又は少なからぬ規模で水の性状を悪化させる措置
- (3) 第 67 条第 2 項にいう水域工事のための措置は、利用とみなさない。化学物質を使用しないで水域を維持するための措置も同様とする。

第10条 許可及び特許の内容

- (1) 許可は、水域を特定の目的のために特定の方法及び規模で利用する資格（Befugnis）を与え、特許は、同様の権利（Recht）を与える。
- (2) 許可及び特許は、特定の量及び性状の水を〔水域へ〕流入させる権利を与えるものではない。

第11条 許可手続及び特許手続

- (1) 環境影響評価法に基づき環境影響評価を実施しなければならない事業については、環境影響評価法の要件を満たす手続によらなければ、許可及び特許を行ってはならない。
- (2) 当事者及び関係する官庁が異議申立てを行うことができる手続によらなければ、特許を行ってはならない。

第12条 許可及び特許の要件並びに水域管理に関する裁量（Bewirtschaftungsermessen）

- (1) 次の各号のいずれかの場合には、許可及び特許を行ってはならない。
1. 有害で、〔許可又は特許の〕附款によっても回避不能又は回復不能な水域の改変が予想される場合
 2. 公法上の規定による他の要件を満たさない場合
- (2) 〔前項各号に掲げる場合を除き、〕許可及び特許は、所管官庁の義務的裁量（水域管理に関する裁量）による。

第13条 許可及び特許の内容（Inhaltsbestimmungen）及び附款（Nebenbestimmungen）

- (1) 〔許可及び特許の〕内容及び附款は、事後的にも、及び他者に対する負の影響を回避又は回復する目的のためにも、これを定めることができる。
- (2) 所管官庁は、〔許可及び特許の〕内容及び附款において、特に次の各号に掲げる事項を定めることができる。
1. 〔水域に〕混入し又は流入させる物質の性状について、その要件を定めること。
 2. 次の措置を命ずること。
 - a) 第 82 条の規定による措置計画に含まれる措置又はその実施に必要な措置
 - b) 水収支を考慮して節水を行うために必要な措置
 - c) 〔水域〕利用に先立って水域特性を検査するための措置又は水域利用及びその影響を監視するための措置
 - d) 〔水域〕利用により悪化した水域特性の回復に必要な措置
 3. 第 64 条の規定による水域保護担当員（Gewässerschutzbeauftragte）の指名が定められていない場合又は命ぜられていない場合には、〔水域保護に〕責任を有する事業所内担当者（Betriebsbeauftragte）の指名について定めること。

4. 利用による公益の侵害を回避又は回復するために公法上の法人が行った措置又は行おうとする措置の費用について、利用者に適切な費用を負担させること。

(3) 特許については、事後的に定めることができるのは第2項第1号から第4号までにいう内容及び附款に限るという基準で第1項の規定を適用する。

第14条 特許に係る特則

(1) 特許は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限る。

1. 利用者の確実な法的地位がなければ、水域利用が経済的に合理的でないこと。
2. 水域利用が特定の計画の特定の目的に資すること。
3. 水域利用が第9条第1項第4号及び同条第2項第2号にいう利用でないこと。ただし、水力発電のための水の再流入を除く。

(2) 特許には、適切な期限を付すものとし、特別な場合には、30年を超える期限を付すことができる。

(3) 水域利用が第三者の権利に負の影響を与え、当該第三者が異議を申し立てるおそれがある場合には、当該影響が〔特許の〕内容又は附款により回避又は回復できる場合限り、特許を行うことができる。回避又は回復が不可能な場合においても、公益のために必要なときには、特許を行うことができる。第2文の場合には、当事者に対して補償金を支払わなければならない。

(4) 権利の侵害を受けない第三者が、次の各号に掲げる事項により負の影響を受けるおそれがある場合には、第3項第1文及び第2文の規定を準用する。

1. 水流、水位及び水の性状が改変されること。
2. その者の土地の従来の利用が妨げられる

こと。

3. その者の取水設備において利用できる水が少なくなること。

4. その者に課せられている水域維持が困難となること。

当該影響が僅かである場合、又は当該第三者が自らに課せられた水域維持を規則に従って行っていたならば回避することができたと思えられる影響は、ないものとみなす。予定する水域利用から期待される利益が、当該第三者に予想される不利益を大きく上回る場合にも、特許を行うことができる。

(5) 第3項又は第4項の規定による第三者が特許に対して異議を申し立てた場合において、〔水域利用による〕負の影響の有無又は規模が決定の時点で確認できないときには、このために定めなければならない〔特許の〕内容又は附款及び補償に関する決定は、事後の手續に留保しなければならない。

(6) 第3項又は第4項の規定による第三者が異議申立ての期限までに負の影響を受けることを予想することができなかった場合には、当該第三者は、水域利用者に事後的に内容又は附款を定めることを要求することができる。事後的な内容又は附款により負の影響を回避又は回復できない場合には、第3項にいう当事者に対して補償をしなければならない。異議申立ては、当該第三者が特許の負の影響を知った時点から3年以内の期間に限り行うことができ、特許による状況が生じて30年経過した場合には、異議申立てを行うことができない。

第15条 特別許可 (Gehobene Erlaubnis)

(1) 許可は、公益又は水域利用者の正当な利益が存在する場合には、特別許可として行うことができる。

(2) 特別許可については、第11条第2項及び

第14条第3項から第5項までの規定を準用する。

第16条 私法上の妨害排除請求権の排除

- (1) 確定した特別許可により水域利用が許可された場合には、水域利用による負の影響の排除を求める私法上の請求権に基づいて利用の停止を要求することができない。ただし、負の影響を排除する対策に限り、要求することができる。当該対策が現行の技術水準では実施できない場合又は経済的に期待できない場合には、補償に限り請求することができる。
- (2) 確定した特許により水域利用が許可された場合には、水域利用による負の影響を理由として、妨害排除、利用の差止、対策の実施又は損害賠償の請求権を行使することができない。第1文の規定は、水域利用者が〔特許の〕内容及び附款に従わなかったことによる負の影響を理由とした損害賠償請求権の行使を妨げない。
- (3) 第1項及び第2項第1文の規定は、契約又は遺言に基づく水域利用者に対する私法上の請求権及び水域利用が行われている土地の物権に基づく請求権には適用しない。

第17条 事前開始の許可

- (1) 所管官庁は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、許可手続又は特許手続において、申請に基づき、許可又は特許の前の水域利用の開始を許可することができる。
 1. 許可又は特許が予想されること。

2. 事前開始について公益又は利用者の正当な権利が存在すること。
 3. 利用者が、〔許可又は特許までの〕利用によるすべての損害を賠償する義務を負うこと、かつ、許可又は特許の申請が却下された場合には、原状回復の義務を負うこと。
- (2) 事前開始の許可は、いつでも撤回することができる。第13条の規定を準用する。

第18条 許可及び特許の撤回

- (1) 許可は、撤回することができる。
- (2) 特許は、行政手続法第49条第2項第1文第2号から第5号までの規定⁽³⁾に掲げる理由により、撤回することができる。また、特許は、次の各号に掲げる場合には、補償をしないでその全部又は一部を撤回することができる。
 1. 特許を受けた者が3年間継続して利用しなかった場合又は利用の範囲が特許において認められた範囲を著しく下回った場合
 2. 特許を受けた者が利用の目的を変更し、〔特許が〕計画（第14条第1項第2号）に適合しなくなった場合

第19条 計画確定及び鉱業法上の事業計画（略）

第20条 従前の権利及び従前の資格

- (1) 州法に別段の定めがない限り、次の各号に掲げる水域利用は、許可又は特許を要しない。
 1. 州の水法により付与され又は保持されている権利に基づく水域利用
 2. 1945年2月10日の水及び水利組合に関

(3) 行政手続法第49条（適法な行政行為の撤回）第2項は、異議申立てが不可能となった場合においても、受益的行政行為の全部又は一部を撤回することができることを定めている。第2号から第5号までにおいては、受益者が、行政行為に付された条件を履行しなかった場合又は期間内に履行しなかった場合（第2号）、事後の事情により、官庁が当該行政行為を行わないであろう場合において、かつ、行政行為を撤回しなければ公益が侵害されるであろうとき（第3号）、法令が改正され、改正後に、官庁が当該行政行為を行わないであろうと認められ、かつ、受益者が当該行政行為に基づく権利を行使していない場合において、行政行為を撤回しなければ公益が侵害されるであろうとき（第4号）、公益に対する重大な侵害を防止又は除去するため（第5号）が挙げられている。

する法令の簡素化に関する命令（帝国法律公報第 I 部 29 頁）第 1 条第 1 項第 1 文の規定による特許に基づく水域利用

3. 営業法の規定による施設認可に基づく水域利用

4. 州の水法の規定による形式的な手続において付与され、かつ、第 1 号から第 3 号までに掲げる許可（Zulassungen）と同等の許可（Zulassungen）に基づく水域利用

5. 法律で定められた計画確定手続に基づく水域利用又は公共交通施設のための高権的な公用開始行為に基づく水域利用

第 1 文の規定は、1957 年 8 月 12 日時点に、1990 年 7 月 1 日のドイツ統一条約第 3 条に掲げる地域⁽⁴⁾にあっては 1990 年 7 月 1 日時点に、又は州が定めた他の時点において利用のための適法な施設が存在していた場合に限り適用する。

(2) (略)

第21条 従前の権利及び従前の資格の登録申請 (略)

第22条 競合する水域利用の調整 (Ausgleich)

許可、特許並びに従前の権利及び従前の資格⁽⁵⁾における水域利用の種類、範囲及び期間については、水がその量及び性状においてすべての利用に耐えない場合又は少なくとも一の利用が妨げられる場合において、公益上必要があるときには、当事者の申請に基づき又は職権により、調整手続において当該種類、範囲及び期間を定め又は制限することができ

る。調整は、当事者の利益及び公益を衡量し、共同利用を考慮して、義務的な裁量によりこれを行わなければならない。

第23条 水域管理に関する法規命令

(1) 連邦政府は、関係団体からの意見聴取の後に、連邦参議院の同意を要する法規命令によって、欧州共同体又は欧州連合の拘束力のある法令及び国際協定を実施するため、第 6 条の基本原則に基づく水域の保護及び管理、第 27 条から第 31 条まで、第 44 条、第 45a 条及び第 47 条を基準とした管理目標並びにこの法律上生じる義務の細則に関する規定を定める権限を有し、特に次の各号に掲げる事項について細則を定める⁽⁶⁾。

1. 水域特性の要件
2. 水域の状態の調査、記述、決定、分類及び図示
3. 水域利用の要件、特に物質の混入及び流入の要件
4. 排水処理義務の遂行の要件
5. 排水処理施設その他この法律で定める施設の設置、運営及び利用の要件
6. 汚染物質による水域特性の悪化からの水域の保護
7. 保護区域の指定並びに保護区域で遵守すべき要件、命令及び禁止事項
8. 水域特性の監視及びこの法律又はこの法律に基づいて制定された法令で定められた要件の遵守の監視
9. 河川流域区による水域管理及び海水管理における水域特性の評価の比較を可能とす

(4) 旧東ドイツの諸州。

(5) 第 20 条第 1 項に掲げる権利及び資格

(6) 第 1 号～第 3 号及び第 8 号～第 12 号に基づく法規命令は、Verordnung zum Schutz der Oberflächengewässer (Oberflächengewässerverordnung) vom 20. Juli 2011 (BGBl. I B.1429) 及び Verordnung zum Schutz des Grundwassers (Grundwasserverordnung – GrwV) vom 9. November 2011 (BGBl. I S.1513)、第 5 号及び第 6 号に基づく法規命令は、Verordnung über Anlagen zum Umgang mit wassergefährdenden Stoffen vom 31. März 2010 (BGBl. I S.377) である。

る手続（相互調整）を含む観測方法並びに観測手続並びに分析データの品質確保

10. 官庁の手続
 11. 情報の収集、準備及び伝達並びに報告義務
 12. 水域に影響を及ぼす水利用の経済的分析
- (2) 関係団体とは、学術代表者、関係業界、地方自治体連合会、環境団体、その他の当事者及び水利を所管する州の上級官庁をいう。
- (3) 連邦政府が、第 46 条第 2 項、第 48 条第 1 項第 2 文、第 57 条第 2 項、第 58 条第 1 項第 2 文、第 61 条第 3 項、第 62 条第 4 項及び第 63 条第 2 項第 2 文と関連して、第 1 項の規定に基づく法規命令を定めるまでは、州政府が法規命令によりこれに相当する規定を定める権限を有する。州政府は、この権限を一又は二以上の州の最上級官庁に委譲することができる。

第24条 EU 環境監査制度の参加事業者のための手続軽減(略)

第 2 節 陸水域の管理

第25条 共同使用

何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、他人の資格若しくは所有者又は沿岸者（Anlieger）⁽⁷⁾による水域の使用を妨げない限り、州法の規定が共同使用として定める方法及び範囲において陸水域を使用することができる。陸水域への物質の混入及び流入は、共同使用としない。州は、次の各号に掲げる事項も共同使用とみなすことができる。

1. 雨水の無害な流入
2. 漁業のための陸水域への物質の混入。ただし、これにより水域の状態に重大な負の影響を及ぼすおそれがない場合に限る。

第26条 所有者使用及び沿岸者使用

- (1) 州法に別段の定めがない限り、他人の権利が侵害されず、水の性状の悪化、水量の著しい減少及び水収支に対する他の影響のおそれがない場合には、所有者又は所有者の許諾を得た者による自己の必要のための陸水域の使用は、許可又は特許を要しない。所有者使用には、陸水域への物質の混入及び流入を含まない。第 25 条第 3 文の規定を準用する。
- (2) 水域に接した土地の所有者及び利用権者（沿岸者）は、第 1 項の基準により、許可又は特許を受けずに陸水域を使用することができる。
- (3) 連邦水路及び船舶航行に資する他の水域又は人工水域においては、第 2 項の規定による使用は行わない。

第27条 陸水域の管理目標

- (1) 第 28 条の規定により人工水域又は大規模に改変された水域と分類されない陸水域は、次の各号に掲げる目標の達成を図って管理しなければならない。
 1. 生態学的及び化学的な状態の悪化を回避すること。
 2. 良好な生態学的及び良好な化学的な状態を維持又は達成すること。
- (2) 第 28 条の規定により人工水域又は大規模に改変された水域と分類される陸水域は、次の各号に掲げる目標の達成を図って管理しなければならない。
 1. 生態学的な潜在能力及び化学的な状態の悪化を回避すること。
 2. 良好な生態学的な潜在能力及び良好な化学的な状態を維持又は達成すること。

第28条 人工水域及び大規模に改変された水域の分類

(7) 水域に接した土地の所有者及び利用権者のこと（第 26 条第 2 項）。

陸水域は、次の各号の要件をすべて満たす場合には、第3条第4号及び第5号にいう人工水域又は大規模に改変された水域に分類することができる。

1. 水域の良好な生態学的な状態のために必要な水文地形的特徴の改変が行われると、次に掲げるものに重大な負の影響を及ぼすおそれがあること。
 - a) 環境全体
 - b) 船舶航行及び港湾施設
 - c) 余暇活動
 - d) 貯水の目的、特に飲料水供給、発電又は灌漑
 - e) 水規制、洪水対策又は陸からの排水
 - f) 他の重要で持続可能な開発行為
2. 水域を造成又は改変する目的が、環境に対する負の影響がより少なく、技術的に実施可能で過大な費用を要しない他の適切な措置では達成できないこと。
3. 同一の河川流域区における他の水域において、第27条、第44条及び第47条第1項に定める管理目標の達成が長期的に不可能又は困難とならないこと。

第29条 管理目標達成の期限

- (1) 陸水域の良好な生態学的及び良好な化学的な状態並びに人工水域及び大規模に改変された水域の良好な生態学的な潜在能力及び良好な化学的な状態は、2015年12月22日までに達成しなければならない。
- (2) 水域の状態がこれ以上悪化しない場合において、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすときには、所管官庁は、第1項の期限を延長することができる。
 1. 自然条件により、水域の状態に必要な改善を期間内に達成することができないこと。
 2. 予定する措置が、長期間段階的に行うこ

とによってのみ技術的に実施可能であること。

3. 期限の遵守により費用が過大となるおそれがあること。

第1文の期限の延長によって、同一の河川流域区における他の水域において、第27条、第44条及び第47条第1項に定める管理目標の達成が長期的に不可能又は困難となつてはならない。

- (3) 第2項第1文の期限の延長は、2回に限り、その都度6年の期間を定めて行うことが許される。管理目標が、自然条件により、第1文の規定により延長した期間内に達成することができない場合には、更に期限を延長することができる。
- (4) 第1項から第3項までの規定による期限は、保護区域を指定する欧州共同体又は欧州連合の法令に別段の定めがない限り、欧州議会及び理事会指令2008/105/EC (OJ L 348, 24.12.2008, p.84)による改正後の水政策の分野における欧州共同体の措置の枠組みを定める2000年10月23日の欧州議会及び理事会指令2000/60/EC (OJ L327, 22.12.2000, p.1)の附則第IVと関連した第6条にいう保護区域内の水域にも適用する。

第30条 緩やかな管理目標

第27条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、所管官庁は、特定の陸水域について緩やかな管理目標を定めることができる。

1. 人の行為による水域の著しい損害又は自然条件により、目標の達成が不可能となるおそれがあること又は費用が過大となるおそれがあること。
2. 当該人の行為が資する生態学上及び社会経済上の必要が、環境に対する負の影響がより少なく、過大な費用を要しない他の措

置では達成できないこと。

3. 水域の状態のさらなる悪化を回避することができること。
4. 当該人の行為が水域特性に対して与える回避することのできない影響を考慮して、可能な限り良好な生態学的な状態又は可能な限り良好な生態学的な潜在能力及び可能な限り良好な化学的な状態を達成することができること。

第 29 条第 2 項第 2 文の規定を準用する。

第31条 管理目標の特例

(1) 陸水域の状態の一時的な悪化は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、第 27 条及び第 30 条の規定による管理目標に違反しない。

1. 当該状態の一時的な悪化が次のいずれかに該当すること。
 - a) 災害その他の不可抗力によるもので、異常なもの及び予見することのできないもの
 - b) 事故によるもの
2. 水域の状態のさらなる悪化及び第 1 号に掲げる事情の影響を受けない他の水域における管理目標の達成が困難となることを阻止するために、あらゆる実際的で適切な措置が講じられること。
3. 水域の原状回復を困難としない措置で、第 82 条の規定による措置計画において実施されるもののみが講じられること。
4. 第 1 号に掲げる事情の影響を毎年点検し、第 29 条第 2 項第 1 文第 1 号から第 3 号までに掲げる事由を留保して、水域の原状をできるだけ早く回復するために、実際的で適切な措置が講じられること。

(2) 陸水域において良好な生態学的な状態が達

成されない場合又は生態学的な状態が悪化する場合において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすときは、第 27 条及び第 30 条の規定による管理目標に違反しないものとする。

1. これが物理的な水域特性又は地下水位の新しい改変によること。
2. 当該改変が管理目標に優先する公益を理由とすること又は新しい改変による人の健康及び安全若しくは持続可能な開発にとっての利益が管理目標を達成した場合の環境及び公衆にとっての利益よりも大きいこと。
3. 水域を改変する目的が、環境に対する負の影響がより少なく、技術的に実施可能で過大な費用を要しない他の適切な措置では達成できないこと。
4. 水域の状態に対する負の影響を減じるために、あらゆる実際的で適切な措置が講じられること。

第 28 条第 1 号にいう持続可能な開発行為で新たなもの⁽⁸⁾で、第 1 文第 2 号から第 4 号までに掲げる要件を満たすものにあつては、非常に良好な水域の状態から良好な水域の状態への悪化も許される。

(3) 第 1 項及び第 2 項の規定による特例については、第 29 条第 2 項第 2 文の規定を準用する。

第32条 陸水域の清浄維持

- (1) 固体は、これを処分するために陸水域に混入してはならない。第 1 文の規定は、ある水域から採取した土砂の陸水域への混入については適用しない。
- (2) 物質は、陸水域においては、水の性状又は水流が悪化するおそれがない場合に限り、これを置き (lagern) 又は放置する (ablagern) ことができる。配管による液体及び気体の輸送についても、同様とする。

(8) EU の水枠組指令を実施するための 2002 年 6 月 18 日の水管理法第 7 次改正法の施行後 (2002 年 6 月 25 日～) に開始された開発行為のこと。

第33条 最低流量

陸水域の堰止め又は陸水域からの取水若しくは分水は、第6条第1項及び第27条から第31条までの規定による目標を実現するために、当該水域及び関係水域に必要な水量(最低流量)が維持される場合に限り、許可される。

第34条 陸水域における魚類の遡上 (Druchgängigkeit)

- (1) 堰堤の設置、大規模な改修及び運営は、適切な設置及び運営方法により魚類の遡上を維持し又は原状を回復することができ、第27条から第31条までの基準による管理目標を達成するために必要な場合に限り、これを許可することができる。
- (2) 既存の堰堤が第1項の規定による要件を満たさない場合には、所管官庁は、第27条から第31条までの基準による管理目標を達成するために必要な魚類の遡上の原状回復の命令を発することができる。
- (3) 連邦の水路・船舶航行管理局は、自ら設置し運営する連邦水路上の堰堤のために、連邦水路法の規定による任務として、第1項及び第2項の規定により必要な措置をその権限に基づいて実施する。

第35条 水力の利用

- (1) 水力の利用は、魚類保護のための適切な措置が講じられる場合に限り、許可される。
- (2) 既存の水力の利用が第1項の要件を満たさない場合には、適切な期間内に必要な措置を実施しなければならない。
- (3) 所管官庁は、2010年3月1日現在において存在し、第27条から第31条までの基準による管理目標の達成のためにその解体が長期的にも予定されていない堰堤その他の横断障害構造物について、その立地条件において水

力の利用が可能か否かを審査する。審査の結果は、適切な方法で公表する。

第36条 陸水域の水中、岸、水上及び水面下の施設

陸水域の水中、岸、水上及び水面下の施設は、水域の有害な改変のおそれがないように、また、水域の維持が更に困難とならないように、これを設置し、運営し、維持し及び閉鎖しなければならない。第1文に規定する施設とは、特に次の各号に掲げるものをいう。

1. 建物、橋、小橋、地下道、港湾施設及び停泊地等の建造物
 2. 導線及び導管施設
 3. 渡船場
- その他については、州法の規定を適用する。

第37条 水流

- (1) 低地へと流れる自然な水流を閉塞して、高地に不利益を与えてはならない。自然な水流を強化し、又は他の方法により改変して、低地に不利益を与えてはならない。
- (2) 自然な水流が閉塞され、高地に不利益を与えている土地、又は自然な水流が強化若しくは他の方法により改変され、低地に不利益を与えている土地の所有者又は利用権者は、不利益を被る土地の所有者又は利用権者による障害又は改変の除去を受忍しなければならない。第1文の規定は、受忍の義務を負う者が水流の閉塞、強化その他の改変の責を負わず、当該除去について事前に通知されていた場合に限り適用する。[水域の]閉塞又は改変が生じた土地の所有者は、当該障害又は改変を自らの費用によって自ら除去することもできる。
- (3) 所管官庁は、公益、特に水利、土地改良及び公共交通のために、第1項及び第2項の規定の特例を許可することができる。これによ

り所有権が著しく制限される場合には、補償を行わなければならない。

- (4) 第1項から第3項までの規定は、特定の水源を有さない自然な水流についても適用する。

第38条 水域周縁帯 (Gewässerrandstreifen)

- (1) 水域周縁帯は、陸水域の生態学的機能の保持及び改善、貯水、水流の保全並びに非点源汚染からの物質混入の回避に資する。

- (2) 水域周縁帯とは、岸及び陸側で平均水位の水域に接する土地をいう。水域周縁帯は、平均水位から、堤防のある水域にあっては堤防から測定する。

- (3) 水域周縁帯の幅は、外部地域⁽⁹⁾においては5メートルとする。所管官庁は、水域及び水域の一部について、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

1. 外部地域の水域周縁帯を廃止すること。
2. 外部地域の水域周縁帯の幅を第1文の規定とは異なるものとする。
3. 関連する地域間で水域周縁帯の適切な幅を定めること。

州は、第1文及び第2文の規定と異なる定めをすることができる。

- (4) 所有者及び利用権者は、第1項の規定による機能に鑑みて水域周縁帯を管理するものとする。水域周縁帯においては、次の各号に掲げる事項を禁止する。

1. 緑地から畑地への変更
2. 植栽に適さない樹木及び灌木の植樹並びに植栽に適した樹木及び灌木の伐採。ただし、適法な林業における伐採はこの限りでない。
3. 汚染物質の取扱い。ただし、州法で別段の定めがない農薬及び肥料の使用並びに許

可を受けた施設における汚染物質の取扱い及び当該施設と関連した汚染物質の取扱いを除く。

4. 水流を閉塞するおそれのある物又は流されるおそれのある物の放置

危険の防止のために必要な措置は、認められる。第2文第1号及び第2号の規定は、水域工事並びに水域維持及び堤防維持の措置には適用しない。

- (5) 所管官庁は、重大な公益のために措置が必要である場合又は禁止事項が個別の場合において過大な負担となる場合には、撤回を留保して、第4項第2文の禁止事項の免除を行うことができる。所管官庁は、重大な公益のため、特に、水域周縁帯の第1項に掲げる機能を実現するために、免除を事後的に附款により行うことができる。

第39条 水域維持

- (1) 陸水域の維持とは、公法上の義務としての水域の保全及び手入れをいう（維持義務）。水域維持は、特に次の各号に掲げる事項を含む。

1. 水底の維持。これは、秩序ある水流の保全をも目的とする。
2. 岸の維持。これは、特に、植栽に適した岸の植生の維持及び植樹並びに水流のための岸の建築規制による。
3. 船舶航行の可能な水域における船舶航行可能性の維持。ただし、港及び船停泊地への特別の進入を除く。
4. 特に野生の動植物の生息地としての水域の生態学的な機能の保持及び促進
5. 水、瓦礫、浮遊物及び氷の搬出又は貯蔵に鑑みて水利上の要件を満たす状態での水域の維持

(9) 外部地域 (Außenbereich) とは、建設法典第35条に定める地域で、内部地域 (建物が密集する市街地) でない地域である。

- (2) 水域維持は、第 27 条から第 31 条までの基準による管理目標に沿ったものでなければならない。この目標の達成を困難としてはならない。水域維持は、第 82 条の規定による措置計画における水域維持のための要件を満たさなければならない。水域維持においては、自然生態系の供給能力及び機能を考慮し、水域景観及びレクリエーション価値を考慮しなければならない。
- (3) 第 68 条の規定による計画確定決定又は計画承認において別段の定めがない限り、第 1 項及び第 2 項の規定は、工事が施された水域の維持にも適用する。

第40条 水域維持の費用負担

- (1) 陸水域の維持は、州法の規定により地方公共団体、水利組合及び土地組合、市町村の目的組合又はその他の公法上の法人の任務とされていない場合には、水域の所有者がその義務を負う。水域の所有者が水域維持の義務を負う場合には、沿岸者並びに水域維持により利益を得る土地及び施設又は水域維持を困難とする土地及び施設の所有者は、水域維持の費用を負担する義務を負う。第 1 文の規定により法人が水域維持の義務を負う場合には、州は、水域所有者、第 2 文に掲げる者、水域維持により利益を得るその他の者又は流域の土地のその他の所有者が水域維持の費用負担の義務を負う範囲を定めることができる。
- (2) 水域維持の義務は、所管官庁の同意を得て第三者に委託することができる。
- (3) 水流若しくは船舶航行にとっての障害がある場合又は他の阻害により第 39 条の規定による水域維持の措置が必要となる場合において、当該障害及び他の阻害が水域維持の義務を負う者とは別の者に起因するときには、所管官庁は、当該別の者にその除去を義務づけるものとする。水域維持の義務を負う者が当

該障害又は他の阻害を除去した場合で、その際作業が必要となり、費用が適切であるときには、当該別の者はその費用を償還しなければならない。

- (4) 水域維持の義務を負う者がその義務を遂行しない場合には、水域維持に必要な作業は、この者の負担において、州、又は州法の規定が定める場合には第 1 項第 1 文にいう公法上の他の法人がこれを実施しなければならない。公法上の法人が水域維持の義務を負う場合には、第 1 文の規定は適用しない。

第41条 水域維持における特別な義務

- (1) 陸水域の秩序ある維持に必要な場合には、次の各号に掲げる受忍義務が生ずる。
1. 水域の所有者は、水域維持の措置を受忍しなければならない。
 2. 沿岸者又は沿岸隣地者 (Hinterlieger) は、水域維持の義務を負う者又はその受託者が土地に立ち入り、一時的に土地を利用し、そうしなければ費用が過大となる場合には、維持のために土地の構成要素の一部を取り除くことを受忍しなければならない。ここにおける沿岸隣地者とは、沿岸地に接した土地の所有者及び利用権者をいう。
 3. 沿岸者は、水域維持の義務を負う者が岸に植物を植えることを受忍しなければならない。
 4. 水域に係る権利及び資格の所有者は、一時的な利用の妨げ又は中断を受忍しなければならない。
- 水域維持の義務を負う者は、受忍義務を負う者に対して、予定する措置を適時に事前通知しなければならない。州が定める細則は、その適用を妨げない。
- (2) 第 1 項の規定により受忍義務を負う者は、水域維持を不可能又は実質的に困難とするおそれのある行為をしてはならない。

- (3) 沿岸者には、岸の一定の幅の土地について、水域維持が阻害されないようにこれを管理する義務を課すことができる。
- (4) 第1項第1文第1号から第3号までの規定による行為により損害が生じた場合には、損害を受けた者は、水域維持の義務を負う者に対して損害賠償請求権を有する。

第42条 水域維持のための官庁の決定

- (1) 所管官庁は、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
1. 第39条の規定により必要な水域維持の措置及び第41条第1項から第3項までの規定による義務を定めること。
 2. 管理目標の達成に必要な場合には、水域維持の措置を行ってはならないことを命ずること。
- (2) 第40条第1項第2文及び第3文並びに第3項第2文の場合において、当事者の意見が一致しないときには、所管官庁は、費用負担又は費用償還の範囲を定めなければならない。

第3節 沿岸水域の管理

第43条 許可を要しない沿岸水域の利用

州は、次の各号に掲げる事項には許可を要しない旨を定めることができる。

1. 地下水、湧水及び雨水の沿岸水域への流入
2. 水域特性が著しく悪化するおそれがない場合には、他の物質の沿岸水域への混入又は流入

第44条 沿岸水域の管理目標

第7条第5項第2文の規定による沿岸水域には、第27条から第31条までの規定を準用する。第7条第5項第2文に掲げる線から海側の沿岸水域には、良好な化学的な状態を達

成しなければならない旨について、第27条から第31条までの規定を準用する。

第45条 沿岸水域の清浄維持

- (1) 固体は、これを処分するために沿岸水域に混入してはならない。第1文の規定は、ある水域から採取した土砂の沿岸水域への混入に対しては適用しない。
- (2) 物質は、沿岸水域においては、水の性状が悪化するおそれがない場合に限り、これを置き又は放置することができる。配管による液体及び気体の輸送についても、同様とする。

第3a節 海水域の管理

第45a条 海水域の管理目標

- (1) 海水域は、次の各号に掲げる目標の達成を図って管理しなければならない。
1. 状態の悪化を回避すること。
 2. 良好な状態を維持すること又は遅くとも2020年12月31日までに良好な状態を達成すること。
- (2) 第1項の規定による管理目標を達成するために、特に次の措置を講じなければならない。
1. 海洋生態系の保護及び維持、海洋生態系が損なわれた地域にあってはその回復
 2. 海洋生態系、生物多様性、人の健康及び許可された海洋利用に対する重大な負の影響を排除するため、人による物質、エネルギー及び騒音の海水域への投入の段階的な回避及び減少
 3. 現在及び将来にわたる持続可能な海洋利用の可能性の維持及び創出
- (3) 北海及びバルト海は、この節の規定により個別に管理しなければならない。

第45b条 海水域の状態

- (1) 海水域の状態とは、次の各号に掲げる事項

を考慮した海水域における環境の状態をいう。

1. 個別の海洋生態系の構造、機能及び過程
 2. 博物学、地理学、生物学、地質学及び気候上の要素
 3. 物理学、音響学及び化学上の条件。当該水域の内部及び外部における人による行為の結果生じる条件を含む。
- (2) 良好な海水域の状態とは、その特性に鑑みて生態学的に多様、力動的、無汚染、健全及び生産的であり、持続可能な利用をされている海水域の環境の状態をいい、その際、次の各号に掲げる事項をも考慮するものとする。
1. 個別の海洋生態系が制約なしに機能し、人による環境の改変に抵抗力を有し、海洋生態系の様々な生物学的要素の調和が取れていること。
 2. 海に生息する種及びその生息地が保護され、人に起因する生物多様性の後退が阻止されていること。
 3. 人による物質、エネルギー及び騒音の海水域への投入が海洋生態系、生物多様性、人の健康及び許可された海洋利用に対して重大な負の影響を及ぼさないこと。

第45c条 初期評価

- (1) 所管官庁は、2012年7月15日までに、海洋環境の分野における欧州共同体の措置の枠組みを定める2008年6月17日の欧州議会及び理事会指令（海洋戦略枠組指令）2008/56/EC（OJ L164, 25.6.2008, p.19）附則第Ⅲの基準に従って海水域を評価する。評価は、次の各号に掲げる事項を含む。
1. 海水域の主要な特性及び特徴並びにその現状
 2. 様々な負荷の質的及び量的な側面を考慮

した海水域の状態に対する主要な負荷（人の行為を含む。）及びその影響、確認できる傾向並びに重要な累積的及び相互作用的な影響

3. 海水域の利用及び海水域の状態悪化の費用の経済的及び社会的な分析
- (2) 所管官庁は、第1項の規定による評価において、他の関連する評価、特に国連海洋法条約の枠組における評価及び連邦自然保護法第56条の規定と関連した同法第6条⁽¹⁰⁾の規定に基づく評価を考慮する。第1項の規定による評価においては、第44条又は第27条から第31条までの規定に基づき沿岸水域及び汽水域と関連して行われる、特に次の各号に掲げる措置をできる限り考慮しなければならない。
1. 沿岸水域及び汽水域の生態学的及び化学的な状態の評価
 2. 沿岸水域及び汽水域に対する負荷の抽出並びにその影響の判定

第45d条 良好な海水域の状態の記述

所管官庁は、2012年7月15日までに、第45c条の規定による初期評価に基づいて、及び欧州議会及び理事会指令2008/56/EC附則第Ⅰの条件に従って、良好な海水域の状態の特徴を記述する。この際、第44条の基準による沿岸水域の管理と関連して定められた沿岸水域のための類型別の条件で、大変良好な生態学的状態又は最高の生態学的潜在能力に対応するものをできる限り考慮しなければならない。欧州理事会指令2006/105/EC（OJ L363, 20.12.2006, p.368）による改正後の自然生息地及び野生動植物の保全に関する1992年5月21日の欧州理事会指令92/43/EEC（OJ L206, 22.7.1992, p.7）附則第Ⅰに

(10) 連邦自然保護法第56条は、連邦自然保護法の規定（第2章を除く）は、沿岸水域、排他的経済水域及び大陸棚にも適用されることを定めている。同法第6条は、自然及び景観の監視について定めている。

掲げられた自然生息地の良好な維持状態の基準及び当該指令附則第Ⅱに掲げられた動植物種で海水域に生息するものの良好な維持状態の基準をできる限り考慮しなければならない。

第45e条 目標の設定

所管官庁は、2012年7月15日までに、第45c条の規定による初期評価に基づいて、及び欧州議会及び理事会指令2008/56/EC附則第Ⅳの条件に従って、期限を付した中間目標、海水域の良好な状態を達成するために必要な個別目標及びこれに関連する指標を設定する。その際、国内及び欧州連合において又は国際的に水域のために設定された関連する他の目標、第44条の規定による管理目標及び連邦自然保護法第7条第1項第9号⁽¹¹⁾の規定による維持目標を考慮しなければならない。所管官庁は、これらの目標を互いに合致させるものとする。

第45f条 監視計画

- (1) 所管官庁は、2014年7月15日までに、第45c条の規定による初期評価に基づいて、及び欧州議会及び理事会指令2008/56/EC附則第Ⅴの要件を遵守して、海水域の状態の継続的な調査、記述及び評価並びに第45e条第1文の規定により設定される目標の定期的な評価及び改訂のための監視計画を策定し、これを実施する。
- (2) 監視計画は、海洋保護のための他の監視要件、特に水又は自然保護に関する法令の規定並びに国連海洋法条約の規定と合致しなければならない。第44条の基準による沿岸水域の管理と関連して策定された沿岸水域の生態学的及び化学的状態の監視のための計画は、

監視計画の策定及び実施に際して、できる限り考慮しなければならない。

第45g条 期限延長及び管理目標の特例

- (1) 所管官庁は、海水域の特定の部分について、期限を遵守した目標の達成が自然条件により不可能である場合には、第45a条第1項第2号の期限及び第45e条第1文の規定により設定された目標の期限を延長することができる。所管官庁は、当該延長の決定に際して他国の海水域及び公海に対する影響を考慮する。
- (2) 所管官庁は、海水域の特定の部分について、第45a条第1項第2号の規定による良好な状態の達成又は第45e条第1文の規定により設定された目標に関して特例を許可することができる。特例は、次の各号に掲げるいずれかの事由により第1文の目標を達成することができない場合に限り、許可することができる。
1. この法律の適用領域外の行為又は不作為
 2. 自然現象
 3. 不可抗力
 4. 公益のための措置による海水域の物理的特性の変化で、措置による利益が環境に対する負の影響を上回る場合
- [この場合には、]第1項第2文の規定を準用する。第2文第4号の場合には、他の欧州連合加盟国の海水域を含む海水域の良好な状態の達成が長期的に阻害されず又は困難とならないことを確保しなければならない。
- (3) 所管官庁が第1項第1文の規定により期限を延長し、又は第2項の規定により特例を許可する場合には、次の各号に掲げる事項を目標とする措置を講じなければならない。
1. 第45e条第1文の規定により設定された

(11) 連邦自然保護法第7条第1項第9号は、「維持目標」を、EUにとって重要な自然生息地等の良好な維持状態を維持回復するための目標と定義している。

目標の追求の継続

2. 第2項第1文第2号から第4号までの場合には、海水域の状態のさらなる悪化の回避
3. 他国の海水域及び公海を含む海水域の状態に対する負の影響の予測

第45h条 措置計画

(1) [所管官庁は、] 2015年12月31日までに、第45c条第1項の規定による初期評価及び第45e条第1文の規定により設定された目標に基づいて、持続可能な開発の原則を考慮した措置計画を策定しなければならない。措置計画は、良好な海水域の状態の達成又は維持に必要な費用対効果の高い措置を含む。その際、欧州議会及び理事会指令2008/56/EC附則第VIに掲げる措置を考慮しなければならない。措置計画には、次の各号に掲げる事項も含まれる。

1. 連邦自然保護法第56条第2項にいう保護措置のネットワーク
2. 措置が第45e条第1文の規定により設定された目標の達成にどの程度資するかの説明
3. 必要に応じて第45g条第1項の規定による期限延長及びその理由並びに第45g条第2号の規定による特例及びその理由
4. 必要に応じて第45g条第3項の規定による措置

第4文第1号及び欧州議会及び理事会指令2008/56/EC第13条第5項に掲げる地域に関する情報は、2013年12月31日までに公表しなければならない。

- (2) 措置計画の策定及び改訂の前には、予定する新しい措置について、費用便益分析を含む結果予測を実施しなければならない。
- (3) 措置計画の策定に際しては、水又は自然保護に関する法令の規定並びに国連海洋法条約

の規定による海洋保護のための措置を考慮しなければならない。第1項の規定による措置計画の策定及び実施に際しては、第82条の規定による措置計画に採用された次の各号に掲げる措置をできる限り考慮しなければならない。

1. 沿岸水域のための措置
2. 陸水域のための措置で、沿岸水域の保護に資するもの

措置は、他の欧州連合加盟国の海水域が良好な状態を達成するために資するものでなければならず、当該水域に対する負の影響は回避されなければならない。

- (4) 措置計画に掲げる措置は、防衛活動を制限してはならない。防衛活動は、第45e条第1文の規定により設定された目標とできる限り合致するように実施しなければならない。
- (5) 所管官庁は、措置計画に掲げる措置を2016年12月31日までに実施する。
- (6) 所管官庁は、海水域の状態により直ちに国境を越えた措置が必要となる場合には、第1項第1文及び第5項の規定にかかわらず、措置計画の策定及び実施のスケジュールを早めることができる。この場合には、既に策定された措置計画に含まれる措置を超えて、追加的又はより広範な措置を定めることができる。第3項の規定を準用する。

第45i条 公衆の参加

(1) 所管官庁は、次の各号に掲げる草案を公表する。

1. 次に掲げる事項の草案の要旨
 - a) 2011年10月15日までに、第45c条第1項の規定による初期評価、第45d条第1文の規定による良好な状態の記述及び第45e条第1文の規定による目標
 - b) 2013年10月15日までに、第45f条第1項の規定による監視計画

2. 2015年3月31日までに、第45h条第1項の規定による措置計画の草案

公衆は、公表後6か月以内に、所管官庁において、第1文に掲げる草案について文書により意見を表明することができるが、このことは公表の際に周知しなければならない。第45h条の規定による措置計画においては、この項第1文及び第2文の規定による公衆の参加は、環境影響評価法第14i条の規定による戦略的環境影響評価の一部とする。

- (2) 第45j条の規定による改訂及び第45h条第6項の規定による措置計画の早期の策定に際しては、第1項の規定を準用する。
- (3) ドイツの排他的経済水域及び大陸棚に関連する第1項第1文の規定による草案は、連邦官報において公示しなければならないが、これは、第2項の場合においても同様とする。
- (4) 第1項第1文に掲げる措置には、第85条の規定を準用する。

第45j条 見直し及び改訂

第45c条第1項の規定による初期評価、第45d条第1文の規定による良好な海水域の状態の記述、第45e条第1文の規定により設定された目標、第45f条第1項の規定による監視計画及び第45h条第1項の規定による措置計画は、6年ごとに見直し、必要に応じて改訂しなければならない。

第45k条 調整

- (1) 関係する州の所管官庁を含む所管官庁は、第45a条の規定による管理目標を達成するために、第45c条から第45h条までの規定による措置を相互に、並びにドイツの排他的経済水域及び大陸棚の所管官庁及び他の欧州連合加盟国の所管官庁と調整する。所管官庁は、欧州連合に加盟しない国の所管官庁との第1文に準じた調整に努める。所管官庁は、

国連海洋法条約及び国際的な河川条約の組織を利用するものとする。第1文から第3文までの規定による調整には、第7条第4項第2文の規定を準用する。

- (2) 他の欧州連合加盟国が欧州議会及び理事会指令2008/56/ECの規定による措置を講じる場合には、所管官庁は、河川流域区の河川がこれらの措置の講じられる海水域に流入することにより、当該措置と関連する限りにおいてこれに協力する。第1項第2文から第4文までの規定を準用する。

第45l条 ドイツの排他的経済水域及び大陸棚の所管

連邦環境・自然保護・原子炉安全省は、連邦食糧・農業・消費者保護省、連邦交通・建設・都市開発省及び連邦財務省と協議して、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、これら連邦省の所掌範囲においてこの節の規定及び第23条に基づいて海水域のために制定される規定でドイツの排他的経済水域及び大陸棚に関するものの実施を所管する連邦官庁並びにこれらの規定の実施における連邦官庁間の協力を定める権限を有する。

第4節 地下水の管理

第46条 許可を要しない地下水の利用

- (1) 次の各号に掲げる目的のためであって、水収支に対して重大な負の影響を与えるおそれがない場合に限り、地下水の取水、揚水、湧出及び分水は、許可又は特許を要しない。
 1. 家庭用、農業用、畜産業以外の動物の飼料用又は一時的な目的のための少量の利用
 2. 農業、林業又は園芸のための土地の通常の灌漑
 第1文第2号の場合においてかつその要件で、灌漑用の水が陸水域に流入する場合には、

第25条第2文の規定を適用しない。

- (2) 第23条第1項の規定による法規命令において定めのある場合には、雨水の無害な浸透による地下水への流入は、許可を要しない。
- (3) 州法により、許可若しくは特許の義務を免除される他の事項又は第1項若しくは第2項の場合に許可若しくは特許が必要であることを定めることができる。

第47条 地下水の管理目標

- (1) 地下水は、次の各号に掲げる目標の達成を図って管理しなければならない。
 1. 地下水の水量及び化学的な状態の悪化を回避すること。
 2. 人の行為の影響による有害物質集積という重大で継続するすべての傾向を逆転させること。
 3. 良好な水量の状態及び良好な化学的な状態を維持又は達成すること。良好な水量の状態には、特に地下水の採取と涵養の均衡が含まれる。
- (2) 第1項第3号の規定による管理目標は、2015年12月22日までに達成しなければならない。期限の延長は、第29条第2項から第4項までの規定を準用して、これを行うことができる。
- (3) 第1項の規定による管理目標の特例については、第31条第1項、第2項第1文及び第3項の規定を準用する。第1項第3号の規定による管理目標については、第30条第1文第4号の規定を、地下水の可能な限り良好な水量及び化学的な状態を達成しなければならないと読み替えて、第30条の規定を準用する。

第48条 地下水の清浄維持

- (1) 地下水への物質の混入及び流入に対しては、水の性状が悪化するおそれがない場合に

限り、許可を行うことができる。第23条第1項第3号の規定による法規命令において、特に有害物質の混入を制限する観点から、第1文の規定の要件を定めることができる。法規命令は、連邦議会の同意を要する。連邦議会が、連邦政府からの法規命令案の送付後3週以内に[法規命令に対する]同意を拒否しなかった場合には、当該法規命令に対して連邦議会の同意があったものとみなす。

- (2) 物質は、地下水の性状が悪化するおそれがない場合に限り、これを置き又は放置することができる。配管による液体及び気体の輸送についても、同様とする。第1項第2文から第4文までの規定を準用する。

第49条 掘削

- (1) 地下を一定の深さ以上掘り、地下水の水流、水位又は性状に影響を与えるおそれのある作業は、作業の開始1か月前に所管官庁に届け出なければならない。当該作業において地下水に物質が混入する場合には、第9条第1項第4号の規定と関連する第8条第1項の規定にかかわらず、混入が地下水の性状を悪化させるおそれがある場合に限り、届出に代えて許可を要する。所管官庁は、特定の地域において、第1文の規定にいう深さを定めることができる。
- (2) 意図せずに地下水を掘り当てた者は、所管官庁に遅滞なくこれを届け出なければならない。
- (3) 所管官庁は、第1項及び第2項の場合において、地下水の性状が悪化するおそれがあり又は悪化し、かつ、損害が他の方法では回避又は回復することができないときには、掘削の停止又は中止を命ずることができ、所管官庁は、このために必要な措置を命じなければならない。権限を有しないで地下水が掘削された場合には、第1文の規定を適用する。

- (4) 州法により、これと異なる規定を設けることができる。

第3章 水管理の特則

第1節 公共用水の供給、水保護区域及び鉱泉の保護

第50条 公共用水の供給

- (1) 公衆のための水供給（公共用水の供給）は、生活保障義務（Daseinsvorsorge）である。
- (2) 公共用水の供給における水需要は、重大な公益に反しない限り、優先的に当該地域の水を用いて供給しなければならない。特に、当該地域の水による供給ではその量若しくは質が十分でない場合、又は正当な費用で供給を確保することができない場合には、他地域の水を供給することができる。
- (3) 公共用水の供給の運営主体は、水の慎重な取扱いに努める。公共用水の供給の運営主体は、特に、その施設における水の損失を少なくし、最終消費者に対して衛生上の要件を考慮した節水措置について情報を提供する。
- (4) 取水装置は、一般的に承認された技術規則に基づき、これを設置、維持及び運営しなければならない。
- (5) 州政府の法規命令又は所管官庁の決定により、公共用水の供給の運営主体に対して、その費用により、公共用水の供給のために取水した水若しくは取水可能な水の性状を調査し、又は特定の機関に委託して調査させることを義務づけることができる。特に、調査の種類、範囲及び頻度並びに調査結果の伝達については、その詳細を定めることができる。州政府は、法規命令により、第1文の規定による権限を他の州官庁に委譲することができる。

第51条 水保護区域の指定

- (1) 州政府は、公益のために次の各号に掲げる目的のために、法規命令により、水保護区域を指定することができる。
1. 現在又は将来の公共用水の供給のために水域を負の影響から保護すること。
 2. 地下水を涵養すること。
 3. 水域への雨水の有害な流入並びに土壌の一部、肥料又は農薬の水域への浮遊及び混入を回避すること。
- 当該法規命令においては、受益者を明示しなければならない。州政府は、法規命令により、第1文の規定による権限を他の州官庁に委譲することができる。
- (2) 飲料水保護区域は、一般的に承認された技術規則の基準により、異なる保護規定を有する二以上の区域に再区分するものとする。

第52条 水保護区域における特別な要件

- (1) [所管官庁は、] 第51条第1項の規定による法規命令又は官庁の決定により、水保護に必要な限りにおいて、水保護区域について、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
1. 特定の行為を禁止し又は制約を付して許可すること。
 2. 土地の所有者及び利用権者に対して次の事項を義務づけること。
 - a) 土地に関して特定の行為を行うこと、特に、土地の利用方法を特定すること。
 - b) 土地の管理に関する記録を作成し、保管し、及び要求に応じて官庁に提出すること。
 - c) 特定の措置を受忍すること、特に、水域及び土壌の観察、保護規定が遵守されていることの監視、柵の設置、表示、植物植付並びに植林
 3. 受益者に対して、第2号cの規定により

受忍される措置を講じることを義務づけること。

所管官庁は、水保護の目的が損なわれず、重大な公益のために必要である場合には、第1項の規定による禁止、制約、受忍義務及び行為義務を免除することができる。所管官庁は、所有権の著しい制限を回避するために必要であり、これにより水保護の目的が損なわれない場合には、これらを免除しなければならない。

- (2) 水保護区域として予定されている地域においては、そうしなければ水保護区域としての指定の目的が損なわれるおそれがある場合には、第1項の規定による暫定的な命令を行うことができる。暫定的な命令は、第51条第1項の規定による法規命令の施行と同時に、遅くとも3年の経過後に失効する。特別な事情により必要な場合には、当該期限は、1年まで延長することができる。当該暫定的な命令の要件がなくなった場合には、第2文又は第3文の規定による期限の経過前に当該命令を廃止しなければならない。
- (3) 第1項の規定による官庁の決定は、そうしなければ水保護区域としての指定の目的が損なわれるおそれがある場合には、水保護区域外の地域についても、これを行うことができる。
- (4) 第2項又は第3項とも関連する第1項第1文第1号又は第2号の規定による命令が所有権を著しく制限し、この制限を第1項第3文の規定による免除又は他の措置によって回避又は回復できない場合には、補償を行わなければならない。
- (5) 第2項又は第3項とも関連する第1項第1文第1号又は第2号の規定による命令が、法令を遵守した農業及び林業の土地利用を制限する厳しい要件を定める場合において、第4項の規定による補償義務がないときには、こ

れにより生ずる経済的不利益に対して適切な回復金 (Ausgleich) を支払わなければならない。

第53条 鉱泉の保護

- (1) 鉱泉とは、天然に湧出する又は人工的に開発された水又はガスで、その化学的組成、物理的特性又は経験に基づき治療目的に資するものである。
- (2) 公益上維持することが必要な鉱泉は、申請に基づき州の認定を受けることができる (州に認定された鉱泉)。[所管官庁は、]第1文の規定による要件がなくなった場合には、認定を撤回することができる。
- (3) 所管官庁は、州に認定された鉱泉の維持に必要な場合には、特別な運営義務及び監視義務を定めることができる。[鉱泉の事業者は、所管官庁による]運営及び設備の監視を受忍しなければならない、[この場合には、]第101条の規定を準用する。
- (4) 州政府は、州に認定された鉱泉の保護のために、法規命令により、鉱泉の保護区域を指定することができる。当該法規命令においては、受益者を明示しなければならない。州政府は、法規命令により、第1文の規定による権限を他の州官庁に委譲することができる。
- (5) 第51条第2項及び第52条の規定を準用する。

第2節 排水処理

第54条 排水 (Abwasser) 及び排水処理 (Abwasserbeseitigung)

- (1) 排水とは、次の各号に掲げるものをいう。
 1. 家庭、産業、農業又はその他の利用により特性が変化した水及び降雨のない天候においてこれと関連して流れる水 (汚水)
 2. 建物が立つ土地又は舗装された土地にお

いて降雨により集積して流れる水（雨水）
廃棄物を取り扱い、貯蔵し及び放置する施設から排出及び集積される液体も汚水とみなす。

- (2) 排水処理は、排水の収集、運搬、処理、〔水域への〕流入、浸透、スプリンクラー灌漑、灌漑処理及び排水処理と関連した汚泥の脱水を含む。排水処理には、小規模な排水処理場から排出される汚泥の処理も含まれる。

第55条 排水処理の原則

- (1) 排水は、公益が侵害されないように処理しなければならない。分散型施設における家庭排水の処理も、公益に資するとすることができる。
- (2) 雨水は、水法の規定、他の公法上の規定又は水利上の利益に反しない場合には、発生地において浸透させ、灌漑処理し又は直接若しくは汚水と混合せずに排水系統を通じて水域に流入させるものとする。
- (3) 排水に該当しない液体は、これを排水と一緒に処理する方が、廃棄物としての処理よりも環境に適合し、水利上の利益に反しない場合には、排水と一緒に処理することができる。

第56条 排水処理の義務

排水は、州法により義務づけられた公法上の法人（排水処理義務者）が処理しなければならない。州は、第1文の規定による排水処理義務者とは異なる者が排水処理の義務を負う要件を定めることができる。排水処理義務者は、その義務を遂行するために、第三者を使用することができる。

第57条 水域への排水の流入

- (1) 水域への排水の流入（直接流入）は、次の

各号に掲げる要件をすべてみたす場合に限り、これを許可することができる。

1. 排水の量及び毒性を、現在考えられる技術水準に基づく工程を遵守して可能な限り少なく保つこと。
 2. 流入が水域管理の要件及びその他の法令上の要件に合致していること。
 3. 第1号及び第2号の規定による要件を遵守するために必要な排水処理施設又はその他の設備を設置及び運営すること。
- (2) 第23条第1項第3号の規定による法規命令において、水域への排水の流入について、第1項第1号の規定による技術水準の要件を定めることができる。その際、排水の発生場所又は流入前の排水の要件も定めることができる。既存施設にとって当該要件の遵守のために必要な適合措置が過大な要求となる場合には、法規命令において異なる要件を定める。
- (3) 既存の排水流入が第2項の規定による要件又は2010年2月28日現在の排水令⁽¹²⁾のこれに相当する要件を満たさない場合には、必要な適合措置を適切な期間内に行わなければならない。

第58条 公共排水処理施設

（Abwasseranlagen）への排水の流入

- (1) 公共排水処理施設への排水の流入（間接流入）は、排水令において排水の発生場所又は流入前の排水について要件が定められている限りにおいて、所管官庁による認可を必要とする。第23条第1項第5号、第8号及び第10号の規定による法規命令においては、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
1. 間接流入において、第1文の認可の代わりに届出を必要とする場合の条件
 2. 第2項の規定による要件が遵守されてい

(12) Verordnung über Anforderungen an das Einleiten von Abwasser in Gewässer (Abwasserverordnung – AbwV) vom 17. Juni 2004 (BGBl. I S.1108, 2625).

ることの専門家による監視

州の細則で、第2文の基準を満たすもの又は第1文若しくは第2文を超えて認可の要件を定めるものは、その適用を妨げない。同様に、州の法令で、所管官庁の認可に代えて公共排水処理施設の事業者の認可とすることを定めるものも、その適用を妨げない。

- (2) 間接流入は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、これを認可することができる。
1. 排水令の一般的な要件を含む流入の要件が遵守されていること。
 2. 直接流入の要件の遵守が困難とならないこと。
 3. 第1号及び第2号の規定による要件の遵守に必要な排水処理施設又はその他の設備を設置及び運営すること。
- (3) 既存の〔排水の〕間接流入が第2項の規定による要件を満たさない場合には、必要な措置を適切な期間内に行わなければならない。
- (4) 第13条第1項及び第17条の規定を準用する。認可は、撤回を留保してこれを行うことができる。

第59条 民間排水処理施設への排水の流入

- (1) 産業排水の処理のための民間排水処理施設への第三者による排水の流入は、公共排水処理施設への排水の流入と同等とする。
- (2) 所管官庁は、民間排水処理施設の事業者及び排出者の間で締結する契約により第58条第2項の規定による要件が保証される場合には、第1項の規定による排水の流入を、第58条第1項の規定と関連する第1項の規定による認可義務から免除することができる。

第60条 排水処理施設

- (1) 排水処理施設は、排水処理の要件を遵守して、これを設置、運営及び維持しなければならない。

らない。その他については、排水処理施設は、一般的に承認された技術水準に基づいて、これを設置、運営及び維持することができる。

- (2) 既存の排水処理施設が第1項の規定による要件を満たさない場合には、必要な措置を適切な期間内に行わなければならない。
- (3) 環境影響評価法に基づき環境影響評価を実施しなければならない排水取扱施設の設置、運営及び大規模な改修は、認可を要する。施設が第1項の規定による要件を満たさない場合又は他の公法上の規定により必要な場合には、認可しないか、又は、認可に必要な附款を付さなければならない。第13条第1項、第16条第1項及び第3項並びに第17条の規定を準用する。
- (4) 州は、第3項に該当しない排水処理施設の設置、運営及び大規模な改修について、届出又は認可を要することを定めることができる。他の公法上の規定による認可の必要性は、これにより影響を受けない。

第61条 水域への排水の流入及び排水処理施設における自己監視

- (1) 排水を水域又は排水処理施設へ流入させる者は、第3項の規定による法規命令又は排水の流入を許可する官庁の決定の基準に基づき、専門知識を有する職員により排水を調査し又は適切な機関に調査をさせる義務を負う（自己監視）。
- (2) 排水処理施設の事業者は、施設の状態、機能、維持及び運営並びに排水及び排水含有物質の種類及び量を自己監視する義務を負う。排水処理施設の事業者は、第3項の規定による法規命令の基準に基づき、これに関する記録を作成し、保管し、及び要求に応じて所管官庁に提出する義務を負う。
- (3) 第23条第1項第8号、第9号及び第11号の規定による法規命令においては、特に、排

水量の調査、サンプル採取の頻度及び実施、品質確保を含む測定及び分析並びに記録義務及び保管義務に関する規定並びに自己監視の義務が生じない場合の要件を定めることができる。

第3節 汚染物質の取扱い

第62条 汚染物質の取扱いの要件

(1) 産業及び公共分野における汚染物質の保管、充填、製造及び処理のための施設並びに汚染物質を使用する施設は、水域特性を悪化させるおそれがないように、これを調達、設置、維持、運営及び閉鎖しなければならない。次の各号に掲げる配管についても、同様とする。

1. 工場の敷地を出ないもの
2. 汚染物質を取り扱う施設の附属部分であるもの
3. 地理上及び運営上相互に関連する施設を結ぶもの

汚染物質を積み替える施設、並びに家畜糞尿、サイレージ浸出液及び農業において発生するこれに相当する物質を保管及び充填する施設については、水域特性の悪化から水域をできる限り保護するという基準で、第1文の規定を準用する。

(2) 第1項にいう施設は、一般的に承認された技術水準を満たす場合に限り、これを調達、設置、維持、運営及び閉鎖することができる。

(3) この節にいう汚染物質とは、液体及び気体の物質で、長期的に少なからぬ規模で水の性状を悪化させるものをいう。

(4) 第23条第1項第5号から第11号までの規定による法規命令において、次の各号に掲げる事項の細則を定めることができる。

1. 汚染物質の指定及び危険性の評価、このために必要な連邦環境庁（Umweltbundes-

- amt) 及びその他の機関の協力並びに物質の評価と関連した施設の事業者の協力義務
2. 物質の分類及びこれに関連した組織上の問題について連邦環境・自然保護・原子炉安全省に諮問を行う委員会の設置
3. 第1項の規定による施設の調達及び位置の要件
4. 一般的に承認された技術水準を満たす技術規則
5. 第1項の規定による施設の計画、設置、運営、充填、空化（Entleeren）、設備維持、設備稼働、監視、検査、清掃、閉鎖及び改修における義務並びに汚染物質がかかる施設から漏出した場合の義務。当該法規命令において、専門家又は専門事業者による特定の活動の実施を留保することができる。
6. 個別の場合について第1項の規定による施設の要件を定め、かかる施設の事業者に対して特定の措置を課す所管官庁の権限
7. 専門家及び専門家組織並びに専門事業者、認証団体（Gütegemeinschaft）及び監視団体（Überwachungsgemeinschaft）の要件
- (5) 特に保護を要する区域についての州法のその他の規定は、その適用を妨げない。
- (6) 第62条及び第63条の規定は、第1項にいう施設で、次の各号に掲げるものを取り扱うものには適用しない。
 1. 排水
 2. 放射能が放射線防護に関する法令の規制限度値を上回る物質
- (7) 連邦環境庁は、第4項第1号の規定による法規命令で定める職務行為に対して、手数料及び立替金を徴収する。連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令によって、手数料の発生する要件、手数料額及び第1文の規定による職務行為のための立替金払戻について定める権限を有する。払い戻される立替

金については、行政費用法と異なる規定を定めることができる。

第63条 適性確認

(1) 汚染物質の保管、充填及び積替のための施設は、所管官庁がその適性確認を行わなかった場合には、これを設置及び運営してはならない。〔所管官庁は、〕施設の一部又は技術的な保護対策についても、その適性確認を行うことができる。第1文及び第2文の規定による施設、施設の一部及び技術的な保護対策については、第58条第4項の規定を準用する。

(2) 第1項の規定は、次の各号に掲げる事項には適用しない。

1. 家畜糞尿、サイレージ浸出液及び農業において発生するこれに相当する物質を保管及び充填する施設

2. 汚染物質が、
a) 輸送と関連して短期的に準備又は保管され、容器又は包装が公共交通における輸送のための規定及び要件を満たす場合
b) 試験室において日常の使用に必要な量が置かれている場合

第23条第1項第5号、第6号及び第10号の規定による法規命令において、適性確認を不要とする要件を定めることができる。

(3) (略)

第4節 水域保護担当員

第64条 水域保護担当員の指名

(1) 一日に750立法メートルを超える排水を流入させることが許されている者は、遅滞なく一又は二名以上の水域保護に関する事業所担当員（水域保護担当員）を指名しなければならない。

(2) 所管官庁は、次の各号に掲げる者が一又は二名以上の水域保護担当員を指名しなければ

ならない旨を命ずることができる。

1. 排水を水域に流入させる者で、第1項の規定による水域保護担当員の指名の義務を負わないもの

2. 排水処理施設に排水を流入させる者

3. 第62条第1項の規定による施設の事業者

4. 環境影響評価法附則第1の第19.3号の規定による配管施設の事業者

(3) 連邦環境汚染防止法第53条の規定による環境汚染防止担当員又は循環経済法第59条の規定による廃棄物担当員を指名しなければならない場合には、これらの者がこの法律の規定による水域保護担当員の任務及び義務を遂行することができる。

第65条 水域保護担当員の任務

(1) 水域保護担当員は、水域保護にとって重要な事柄について、水域利用者及び事業所の従業員に助言を行う。水域保護担当員は、次の各号に掲げる事項について、権限を有し、かつ、義務を負う。

1. 水域保護のための規定、附款及び命令が遵守されていることを監視すること。これは、特に、機能、法令を順守した運営及び保守の観点からの排水処理施設の定期的な検査（Kontrolle）、排水の量及び特性の測定並びに検査結果及び測定結果の記録による。水域保護担当員は、水域利用者に対して、確認した不備を通知し、これを除去する措置を提案しなければならない。

2. 排水処理の際に生じた残渣の法令を順守した使用又は除去のための手続を含む適切な排水処理手続の適用に努めること。

3. 次の事項の開発及び導入に努めること。

a) 排水の種類及び量に関してその発生の回避又は減少のための事業所内の手続

b) 環境に配慮した製品

4. 事業所の従業員に対して、事業所が原因で生じた水域汚染並びに水利に関する規定を考慮した当該水域汚染の回避のための設備及び措置について啓発すること。
- (2) 水域保護担当員は、水域利用者に対して、毎年、第1項第2文第1号から第4号までの規定により講じた措置及び予定している措置について、報告書を提出する。EU環境監査制度に参加する事業所においては、環境事業所検査に関する報告に同等の記述が含まれ、水域保護担当員が当該報告書に共同で署名し、かつ、別の年次報告を作成しないことを了解した場合には、年次報告は不要とする。
- (3) 所管官庁は、個別の場合において、第1項及び第2項に掲げる水域保護担当員の任務について、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
1. 詳細な規定を置くこと。
 2. 水域保護のために必要である限りにおいて任務の範囲を広げること。
 3. 法令を遵守した自己監視が阻害されない場合には、任務の範囲を狭めること。

第66条 他に適用する規定

水域利用者と水域保護担当員の関係については、連邦環境汚染防止法第55条から第58条⁽¹³⁾までの規定を準用する。

第5節 水域工事、堤防、ダム及び護岸工事

第67条 原則及び定義

- (1) 水域は、自然の遊水地が維持され、自然の

水流が大きく変更されず、当該自然圏に典型的な生物群集が保持され、及び水域の状態の他の悪化が回避され、これが可能でない場合には、回復されるように、工事しなければならない。

- (2) 水域工事とは、水域又はその岸の造成、除去及び大きな改造をいう。水域を特定の期間に限り生じさせ、これにより水収支が大きな損害を受けない場合には、これを水域工事としない。洪水の流れに影響を与える堤防及びダム建設並びに護岸工事は、水域工事に等しい。

第68条 計画確定及び計画承認

- (1) 水域工事は、所管官庁による計画確定を要する。
- (2) 環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施しなければならない水域工事については、計画確定に代えて計画承認とすることができる。州は、環境影響評価法に基づく環境影響評価の義務を負わない水域工事について、第1文の規定による許可（Zulassung）に代えて他の許可を要すること若しくは許可が不要なこと又は届出が必要であることを定めることができる。
- (3) 計画は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、確定又は承認することができる。
1. 公益に対する侵害、特に、顕著及び長期的に並びに回復不能なほどに洪水の危険が増大するおそれがないこと、又は、特に原生林における自然の遊水地が破壊されるお

(13) 連邦環境汚染防止法第55条（事業所の義務）は、事業所は環境汚染防止担当員を書面で任命しなければならないことなどを定めている。第56条（事業所の決定に対する意見）は、事業所が環境汚染防止に関係する製品や投資について決定を行う前には、環境汚染防止担当員の意見を聞かなければならない旨定めている。第57条（上申権）は、環境汚染防止担当員は、事業所の幹部と意見が折り合わなかった場合で、事の重大性に鑑みて本社の幹部の判断が必要だと考えるときには、本社の幹部に対して自らの意見を上申することができることと定めている。第58条（不利益待遇の禁止、解雇保護）は、環境保護担当員について、その任務の遂行を理由とする不利益待遇の禁止などを定めている。

それがないこと。

2. この法律又はその他の公法上の規定による他の要件が満たされること。

第69条 部分的な許可 (Zulassung) 及び事前の開始

- (1) 空間的又は時間的に区切って実施する水域工事及び必然的にこれに付随する措置は、環境に対する事業全体の重大な影響を考慮することが全部または一部について不可能とならない場合には、部分ごとに許可することができる。
- (2) 第 68 条の規定による計画確定手続及び計画承認手続における事前の開始の許可については、第 17 条の規定を準用する。

第70条 適用規定及び手続

- (1) 計画確定及び計画承認については、第 13 条第 1 項及び第 14 条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。その他については、行政手続法第 72 条から第 78 条⁽¹⁴⁾までの規定を適用する。
- (2) 環境影響評価法に基づき環境影響評価を実施しなければならない水域工事の計画確定手続は、環境影響評価法の要件を満たさなければならない。
- (3) 二以上の州の官庁が管理する水域で工事を予定する場合において、工事計画について協議が成立しないときは、関与する一の州の申請により、連邦が調停するものとする。

第71条 収用法上の先行効果

水域工事が公益に資する場合には、計画確定において、その実施のために収用が許可されることを定めることができる。他人の権利

が大きく侵害されない場合には、計画承認についても、第 1 文の規定を準用する。確定又は承認された計画は、収用手続の基礎となり、収用官庁を拘束する。

第 6 節 洪水防御

第72条 洪水

洪水とは、陸水域における氾濫、又は沿岸地域における海水の浸入により、通常水で覆われていない土地が限定された期間浸水することをいう。

第73条 洪水の危険 (Hochwasserrisiken) の評価及び洪水想定区域 (Risikogebiete)

- (1) 所管官庁は、洪水の危険を評価し、これに基づいて洪水の危険の高い区域 (洪水想定区域) を指定する。洪水の危険とは、洪水発生の蓋然性並びに人の健康、環境、文化遺産、経済活動及び多大な実価に対して与えるおそれのある被害の組合わせである。
- (2) 洪水の危険の評価は、洪水の危険の評価及び管理に関する 2007 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会指令 2007/60/EC (OJ L 288, 6.11.2007, p.27) 第 4 条第 2 項の要件を満たさなければならない。
- (3) 洪水の危険の評価及び洪水想定区域の指定は、すべての河川流域区について行う。州は、特定の沿岸区域、個別の流域又は支流を、洪水の危険の評価及び洪水想定区域の指定のために、河川流域区に代えて他の管理単位 (Bewirtschaftungseinheit) に区分することができる。
- (4) 所管官庁は、第 3 項の規定により基準となる管理単位が他の州及び他の欧州連合加盟国

(14) 行政手続法第 72 条 (計画確定手続に関する規定の適用)、第 73 条 (公聴会の手続)、第 74 条 (計画確定決定、計画承認)、第 75 条 (計画確定の法的効果)、第 76 条 (事業の完成前の計画変更)、第 77 条 (計画確定決定の取消し)、第 78 条 (2 以上の事業の包括手続)

- の領土内にも存する場合には、当該州及び欧州連合加盟国の所管官庁と洪水の危険の評価のために重要な情報を交換する。洪水想定区域の指定については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。
- (5) 洪水の危険は、2011年12月22日までに評価しなければならない。次の各号に掲げる事項を行っていた場合には、評価は不要とする。
1. 所管官庁が2010年12月21日までに、洪水の危険の評価を実施した後に、ある区域について洪水の危険が高いこと又は洪水発生の際の蓋然性が高いこと及びそれに応じた区域の区分が行われたことを確認した場合
 2. 所管官庁が2010年12月21日までに、第74条の規定による浸水想定地図及び被害想定地図並びに第75条の規定による洪水危険管理計画を策定した場合又は策定を決定した場合
- (6) 第1項の規定による洪水の危険の評価及び洪水想定区域の指定並びに第5項第2文の規定による決定及び措置は、2018年12月22日までに、及びそれ以降は6年ごとに見直し、必要に応じて改訂しなければならない。その際、洪水の危険に対して予想される気候変動の影響を考慮しなければならない。

第74条 浸水想定地図及び被害想定地図

- (1) 所管官庁は、第73条第3項の規定により基準となる管理単位における洪水想定区域について、最適な浸水想定地図及び被害想定地図を策定する。
- (2) 浸水想定地図には、次の各号に掲げる洪水の際に浸水する区域を記載する。
1. 蓋然性の低い洪水又は非常事象における洪水
 2. 中位の蓋然性の洪水（予想される確率が100年に一度）

3. 必要な限りにおいて、蓋然性の高い洪水十分に防護された沿岸区域についての浸水想定地図の策定は、第1文第1号の規定による区域に限定することができる。
- (3) 浸水想定地図には、第2項第1文の規定による区域について、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
1. 浸水の規模
 2. 水深、又は必要な限りにおいて水位
 3. 必要な限りにおいて、流速又は洪水の危険の評価にとって重要な水流
- (4) 被害想定地図には、第2項第1文の規定による洪水により受けるおそれのある被害を記載する。浸水想定地図には、指令2007/60/EC第6条第5項の規定により必要な事項を記載しなければならない。
- (5) 所管官庁は、危険区域が他の州又は他の欧州連合加盟国の領土にも存する場合には、危険区域についての浸水想定地図及び被害想定地図の策定の前に、当該州又は欧州連合加盟国の所管官庁と情報を交換しなければならない。他の国との情報交換については、第7条第3項第2号の規定を準用する。
- (6) 浸水想定地図及び被害想定地図は、2013年12月22日までに策定しなければならない。2010年12月22日までに、内容が第2項から第4項までの規定による要件を満たす同様の地図がある場合には、第1文の規定は適用しない。すべての地図は、2019年12月22日までに、及びそれ以降は6年ごとに見直し、必要に応じて改訂しなければならない。その際、第2文の規定による地図を2019年12月22日までに見直す場合には、第2項から第4項までの規定による要件と一致しているかどうかの確認も行う。

第75条 洪水危険管理計画

- (1) 所管官庁は、洪水想定区域について、浸水

想定地図及び被害想定地図に基づいて、第2項から第6項までの規定により洪水危険管理計画を策定する。第7条第4項第1文の規定を準用する。

- (2) 洪水危険管理計画は、陸水域においては中位の蓋然性の洪水及び沿岸区域の保護においては非常事象により生ずる被害を、可能及び相当な範囲内において軽減することに資する。[洪水危険管理]計画は、洪水想定区域について洪水の危険の管理のために適切な目標、特に、第73条第1項第2文に掲げる保護法益に対する被害の軽減のための目標を定め、必要な場合には、建築によらない洪水対策の措置及び洪水の蓋然性の逡減のための目標を定める。
- (3) 洪水危険管理計画は、第2項の規定により定められた目標の達成のための措置を含まなければならない。洪水危険管理計画は、欧州議会及び理事会指令2007/60/ECの附則に掲げる事項を記載し、当該指令第7条第3項第2文から第4文までの規定による要件を満たさなければならない。
- (4) 洪水危険管理計画は、同じ流域又は支流域にある他の州及び国の洪水の危険を著しく高める措置を含んではならない。措置が当該他の州又は国と調整され、第80条の規定による調整における協議の結果、解決が見出された場合には、第1文の規定を適用しない。
- (5) 第73条第3項の規定により基準となる管理単位がすべてドイツの領土にある場合には、洪水危険管理計画を一とするか、又は、河川流域区のレベルで調整した二以上の洪水危険管理計画を策定しなければならない。他の国との洪水危険管理計画の調整については、一の洪水危険管理計画又は河川流域区のレベルで調整した二以上の洪水危険管理計画を策定することを目標として、第7条第3項の規定を準用する。これを行うことができるな

い場合には、本項第2文の規定によるできる限り広範な調整に努めなければならない。

- (6) 洪水危険管理計画は、2015年12月22日までに策定しなければならない。2010年12月22日までに第2項から第4項までの規定による要件を満たす同様の計画がある場合には、第1文の規定は適用しない。すべての計画は、2021年12月22日までに、及びそれ以降は6年ごとに、洪水の危険に対して予想される気候変動の影響を考慮して見直し、必要に応じて改訂しなければならない。その際、第2文の規定にいう同様の計画を2021年12月22日までに見直す場合には、第2項から第4項までの規定による要件と一致しているかどうかの確認も行う。

第76条 陸水域における浸水区域 (Überschwemmungsgebiete)

- (1) 浸水区域とは、水域と堤防又は崖との間の区域、及びその他の区域で洪水時に浸水し若しくは流され又は洪水被害の軽減のため若しくは遊水地として使用されるものをいう。州法に別段の定めがない限り、主に潮の干満に影響を受ける区域は、浸水区域としない。
- (2) 州政府は、法規命令により、次の各号に掲げる区域を浸水区域として指定する。
 1. 洪水想定区域又は第73条第5項第2文第1号の規定により区分された区域内において、少なくとも統計上洪水が100年に一度予想される区域
 2. 洪水被害の軽減のため及び遊水地として使用される区域第1文第1号の規定による区域は、2013年12月22日までに指定しなければならない。指定は、新しい知見に基づかなければならない。州政府は、法規命令により、第1文の規定による権限を他の州官庁に委譲することができる。

- (3) 第2項の規定による指定がまだ行われていない浸水区域は、これを調査し、地図上で示し、及び暫定的にこれを保護しなければならない。
- (4) 浸水区域の指定の予定については、公衆に対して情報を公開しなければならない。公衆には意見表明の機会を与えなければならない。公衆に対しては、指定された区域、暫定的に保護される区域、当該区域に適用される保護規定及び被害回避のための措置について情報を提供しなければならない。

第77条 遊水地（Rückhalteflächen）

第76条にいう浸水区域については、遊水地としての機能を保持しなければならない。より重大な公益に反する場合には、適時に必要な回復措置を講じなければならない。以前の浸水区域で、遊水地として適したものは、より重大な公益に反しない場合には、できる限り原状を回復するものとする。

第78条 指定された浸水区域のための特別の保護規定

- (1) 指定された浸水区域においては、次の各号に掲げる事項を禁止する。
1. 建設法典に基づく建築基本計画又は他の条例における新しい建設区域の指定、ただし、港湾及び造船所のための建築基本計画を除く。
 2. 建設法典第30条、第33条、第34条及び第35条⁽¹⁵⁾の規定による建造施設の設置又は拡張
 3. 浸水時に水流を遮る壁、墨壁又は類似の施設の設置
 4. 汚染物質を土壌に撒くこと及び放置すること。ただし、これが法令を遵守した農業

- 及び林業のための使用である場合を除く。
5. 水流を阻害するおそれのある物又は流されるおそれのある物の短期的でない放置
 6. 地表面の高さの変更
 7. 第6条第1項第1文第6号及び第75条第2項の規定による予防的な洪水防御の目標に反する場合において、樹木及び灌木の植樹
 8. 緑地から畑地への変更
 9. 原生林の他の利用方法への変更
- 水域工事、堤防及びダム建設、水域及び湖沼保護並びに洪水防御の措置並びに許可された施設の運営又は許可された水域利用のために必要な行為については、第1文の規定を適用しない。

- (2) 所管官庁は、第1項第1文第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、特例として新しい建設区域の指定を許可することができる。
1. 居住地開発のために他の可能性が存在しないこと又は他の可能性を創出することができないこと。
 2. 新しく指定される区域が、既存の建設区域に接すること。
 3. 生命又は重大な健康被害若しくは財産被害の危険が予想されないこと。
 4. 洪水の水流及び水位に負の影響を与えないこと。
 5. 洪水の遊水地が損害を受けず、かつ、遊水空間の損失がその範囲、機能及び時間において等しく回復されること。
 6. 既存の洪水防御が損害を受けないこと。
 7. 上流及び下流の住民に負の影響が予想されないこと。
 8. 洪水対策の利益が尊重されること。
 9. 浸水区域の指定が基づいた計算上の洪水

(15) 建設法典第30条（地区詳細計画の適用地域における事業の許容性）、第33条（地区詳細計画策定中の事業の許容性）、第34条（市街地における事業の許容性）、第35条（外部地域における建設）

(Bemessungshochwasser)において建築上の損害が予想されないように建設事業が行われること。

(3) 所管官庁は、第1項第1文第2号の規定にかかわらず、個別の事業が次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合又は負の影響を附款により回復することができる場合には、建造施設の設置又は拡張を認可することができる。

1. 洪水の遊水地が損害を受けないこと又は大きな損害を受けないこと、及び遊水空間の損失が同時に回復されること。
2. 洪水時の水位及び水流が悪化しないこと。
3. 既存の洪水防御が損害を受けないこと。
4. 洪水に適合して実施されること。

第76条第2項の規定による指定においては、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、建造施設の設置又は拡張を一般的に許可することができる。

1. 第2項の規定により新しく指定された区域において、建造施設が建設法典第30条の規定による地区詳細計画の基準を満たすこと。
2. 建造施設の構造が、第1文の規定による要件の遵守が保障されるようなものであること。

第2文の場合には、当該事業は届出を要する。

(4) 所管官庁は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合又は負の影響を回復することができる場合には、第1項第1文第3号から第9号までの規定による措置を許可することができる。

1. 公益に反せず、洪水の水流及び遊水地が大きな損害を受けないこと。
2. 生命の危険又は重大な健康被害若しくは財産被害のおそれがないこと。

許可には附款を付すことができ、又は許可は撤回されることができるものとし、これらは事後的にも可能とする。第76条第2項の規定による法規命令によって、第1項第1文第3号から第9号までの規定による措置を一般的に許可することができる。

(5) 次の各号に掲げる目的のために必要な場合には、第76条第2項の規定による法規命令によって、その他の措置又は規定を定めなければならない。

1. 水域及びその氾濫原の生態学的な構造の維持又は改善
2. 特に農業利用地に起因する浸食又は水域に対する重大な負の影響の回避又は軽減
3. 遊水地の維持又は獲得、特に再獲得
4. 洪水の水流の管理
5. 洪水に適合した汚染物質の取扱い、洪水に安全な暖房用燃料消費施設の新設及び既存施設の改修並びに暖房用燃料消費施設の新設の禁止
6. 水供給及び排水処理に対する阻害の回避
遊水地の再獲得に際して、法令を順守した農業又は林業の土地利用のためにより厳しい要件を定める命令が出された場合には、第52条第5項の規定を準用する。

(6) 第76条第3項の規定により調査され、地図上で示され、暫定的に保護された区域については、第1項から第5項までの規定を準用する。

第79条 情報公開及び積極的な参加

(1) 所管官庁は、第73条第1項の規定による評価、第74条第1項の規定による浸水想定地図及び被害想定地図並びに第75条第1項の規定による洪水危険管理計画を公表する。所管官庁は、第75条の規定による洪水危険管理計画の策定、見直し及び改訂の際に、関係機関の積極的な参加を促し、第83条第4

- 項及び第 85 条の規定による措置と調整する。
- (2) その他、当該区域における州の所管機関及び公衆が洪水の危険、適切な予防措置及び行動規則に関する情報を得る方法並びに予想される洪水について適時に警報を受ける方法については、州法の規定を適用する。

第80条 調整

- (1) 浸水想定地図及び被害想定地図は、欧州議会及び理事会指令 2000/60/EC で定められた関連事項、特に当該指令附則第 II と関連する当該指令第 5 条第 1 項の規定による事項と適合するように、策定しなければならない。この [洪水に関する] 情報は、当該指令第 5 条第 2 項の規定による見直しに際して調整するものとし、これに含めることもできる。
- (2) 所管官庁は、洪水危険管理計画の策定及び第 75 条第 6 項第 3 文の規定により必要な改訂を、第 83 条の規定による河川流域管理計画と調整する。洪水危険管理計画は、河川流域管理計画の一部とすることができる。

第81条 連邦政府による調停

この節の規定による調整において、洪水防御の措置について二以上の州の意見が一致しないときには、一の州の申請により、連邦政府が関係する州の調停を行うものとする。

第 7 節 水利計画及び文書

第82条 措置計画

- (1) 第 27 条から第 31 条まで、第 44 条及び第 47 条の基準による管理目標を達成するために、すべての河川流域区について、第 2 項から第 6 項までの基準により、措置計画を策定しなければならない。この場合には、国土整備の目標を尊重し、国土整備の原則その他の要件を考慮しなければならない。

- (2) 措置計画は、基本的な措置及び必要に応じて補足的な措置を含まなければならない。水利利用の観点から費用対効果の高い措置の組合わせを定めなければならない。
- (3) 基本的な措置とは、欧州議会及び理事会指令 2000/60/EC 第 11 条第 3 項に掲げる措置で、第 27 条から第 31 条まで、第 44 条及び第 47 条の基準による管理目標の達成に資するものすべてをいう。
- (4) 補足的な措置、特に欧州議会及び理事会指令 2000/60/EC 附則第 VI パート B と関連した当該指令第 11 条第 4 項にいう措置とは、第 27 条から第 31 条まで、第 44 条及び第 47 条の基準による管理目標を達成するために必要な場合に、基本的な措置の補足として措置計画に定められるものをいう。補足的な措置は、水域のより広範な保護のためにもこれを定めることができる。
- (5) 監視又はその他の知見により、第 27 条から第 31 条まで、第 44 条及び第 47 条の基準による管理目標を達成することができないことが明らかになった場合には、この原因を調査し、水域利用の許可及び監視計画を見直し、必要に応じてこれらを適合させ、事後的に必要な追加措置を措置計画に定めなければならない。
- (6) 第 3 項の規定による基本的な措置により、陸水域、沿岸水域又は海洋の汚染が悪化することは許されないが、その実施が環境に対して総体として良好な影響を与えることが予想される場合にはこの限りでない。所管官庁は、第 47 条及び第 48 条の場合において、欧州議会及び理事会指令 2000/60/EC 第 11 条第 3 項 j に掲げる地下水への水の流入を許可することができる。

第83条 河川流域管理計画 (Bewirtschaftungsplan)

- (1) すべての河川流域区について、第2項から第4項までの基準により、河川流域管理計画を策定しなければならない。
- (2) 河川流域管理計画には、欧州議会及び理事会指令2000/60/EC附則第VIIと関連する当該指令第13条第4項に掲げる情報を記載しなければならない。その他、管理計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 第28条の規定による人工水域又は大規模に改変された水域との分類及びその理由
 2. 第29条第2項から第4項まで、第44条及び第47条第2項第2文の規定による期限延長及びその理由、延長した期間内における管理目標の達成のために必要な措置の要約、スケジュール並びに措置の実施が著しく遅滞しているあらゆる場合についての理由
 3. 第30条、第31条第2項、第44条及び第47条第3項の規定による緩やかな管理目標及び特例並びにその理由
 4. 第31条第1項、第44条及び第47条第3項第1文の規定により一時的な悪化を認めるための状況の条件及び基準、悪化の原因である状況の影響並びに原状回復のための措置
- (3) 河川流域管理計画は、支流域、特定の部門、水域管理の特定の視点及び特定の水域類型のためのより詳細な事業並びに河川流域管理計画により補足することができる。河川流域管理計画には、これらの事業及び河川流域管理計画の索引並びに要約を記載しなければならない。
- (4) 所管官庁は、次の各号に掲げる事項を公表する。
 1. 河川流域管理計画の始期の3年前までに、河川流域管理計画策定のスケジュール及び作業工程並びに公衆に対する情報提供

及び意見聴取のために予定する措置

2. 河川流域管理計画の始期の2年前までに、当該流域について確認された水域管理の重要な問題事項の一覧
3. 河川流域管理計画の始期の1年前までに、河川流域管理計画の草案
何人も、公表後6か月以内に、所管官庁において、第1文に掲げる書類について文書により意見を表明することができるが、このことは公表の際に周知しなければならない。河川流域管理計画の策定に際して参照した背景文書及び背景情報の申請による閲覧を保障しなければならない。第1文から第3文までの規定は、河川流域管理計画の改訂にも適用する。

第84条 措置計画及び河川流域管理計画の期限

- (1) 州法の基準により2010年2月28日までに策定しなければならなかった措置計画及び河川流域管理計画は、2015年12月22日までに、及びそれ以降は6年ごとに見直し、必要に応じて改訂しなければならない。
- (2) 措置計画に掲げられた措置は、2012年12月22日までに実施しなければならない。新しい措置又は改訂された措置計画において変更された措置は、措置計画に採用された後、3年以内に実施しなければならない。

第85条 関係機関の積極的な参加

所管官庁は、措置計画及び河川流域管理計画の策定、見直し及び改訂の際に、関係機関の積極的な参加を促す。

第86条 計画保全のための変更禁止(略)

第87条 水台帳(略)

第88条 情報入手及び情報提供(略)

第8節 水域の改変に対する責任（略）

第9節 受忍義務及び容認義務

第91条 水理学的な措置

所管官庁は、水域管理のために必要な水理学的な基礎調査に資する場合には、土地の所有者及び利用権者に対して、測定施設の設置及び運営並びに調査のためのボーリング及び取水を受忍することを義務づけることができる。第1文の規定による措置により土地に損害が発生する場合には、所有者は、水理学的な措置の実施者に対して損害賠償請求権を有する。第2文の規定は、土地の損害により土地の利用が阻害される場合には、利用権者に準用する。

第92条 陸水域の改変

所管官庁は、事業の実施のために利用することが必要な陸水域及び土地の所有者及び利用権者に対して、水流の改善に資し、土地からの排水、排水処理又は発電装置のよりよい利用のために必要な水域の改変、特に浚渫及び拡張を受忍することを義務づけることができる。第1文の規定は、当該事業が他の方法では目的を同様に達成することができず、法外な費用をもってのみ実施することができ、当該事業により予想される利益が当該[所有者及び利用権]者の不利益より顕著に大きい場合に限り適用する。

第93条 水及び排水の配管

所管官庁は、土地及び陸水域の所有者及び利用権者に対して、土地の排水若しくは灌漑、水供給、排水処理、堰堤の運営又は水不足による自然生態系若しくは水収支の損害からの保護若しくは損害の回復のために必要な場合には、水及び排水の配管並びにそのための施

設の設置及び維持を受忍することを義務づけることができる。第92条第2文の規定を準用する。

第94条 施設の共同利用

(1) 所管官庁は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、土地灌漑施設、水供給施設又は排水施設の事業者に対して、他人の共同利用を容認することを義務づけることができる。

1. 当該他人が灌漑、水供給又は排水処理の措置を他の方法では実施することができないこと、又は法外な費用をもってのみ実施することができること。
2. 水域管理又は法律上の義務の遂行のために必要であること。
3. 施設の運営が大きく阻害されないこと。
4. 共同利用の権利を有する者が施設の設置、運営及び維持のための費用のうち適切な額を負担すること。

[所管官庁は、]第1文第4号の規定による費用分担について意見が一致しない場合には、適切な利用料を定める。

(2) 施設を改修しなければ共同利用を目的に適って行うことができない場合には、施設の運営者に対して、かかる改修を自らで選択して自ら行うこと、又は受忍することを義務づけることができる。改修の費用は、共同利用の権利を有する者が負担する。

(3) 第1項及び第2項の規定は、第93条の規定による施設の設置又は運営のために使用される土地の所有者による土地灌漑施設の共同利用についても適用する。

第95条 受忍義務及び容認義務に対する補償

第92条から第94条までの規定による受忍義務又は容認義務が所有権を著しく制限する場合には、補償を行わなければならない。

第4章 補償及び回復

第96条 補償義務の種類及び範囲

- (1) この法律の規定により行わなければならない補償は、財産に生じた損害を適切に回復するものでなければならない。〔補償金額は、〕補償義務を定める官庁の命令の時点で収益(Nutzungen)がある場合には、その損害を基準としなければならない。補償請求権を有する者が収益を高める措置を行い、当該措置が収益を長期的に高めたであろうことが証明される場合には、これを考慮しなければならない。官庁の命令の結果としての土地の時価の下落は、第2文又は第3文の規定によりこれが考慮されなかった場合には、考慮しなければならない。
- (2) 法律により水利上の措置又は他の措置による補償が許されていない場合には、補償は金銭で行わなければならない。
- (3) 補償義務を生じさせる措置により、発電装置のために水力を従来どおりに使用することができなくなった場合において、補償義務を有する者が電力供給会社であり、これが期待可能であるときには、所管官庁は、補償の全部または一部を送電により行わなければならないことを定めることができる。送電のために必要な技術的措置は、補償義務を有する者が自らの費用で調達しなければならない。
- (4) 補償義務を定める官庁の命令の結果、土地の利用が不可能又は著しく困難となる場合には、土地所有者は、補償義務を有する者が土地を時価で取得することを要求することができる。土地の一部で当該部分でないものが目的に適切に利用できなくなる場合には、土地所有者はこの部分の取得をも要求することができる。土地所有者がその生存確保のために代替地を必要とし、適切な条件で代替地を調達できる場合には、申請に基づき、金銭によ

る補償に代えて代替地の所有権を与えることができる。

- (5) 第97条の規定により受益者が補償義務を有する場合には、請求権を有する者は担保を要求することができる。

第97条 補償義務を有する者

この法律に別段の定めがない限り、補償義務を生じさせる措置からの直接の受益者が補償を行わなければならない。直接の受益者が二名以上いる場合には、連帯債務者としての責任を負う。直接の受益者がいない場合には、州が補償を行わなければならない。事後に受益者が特定される場合には、当該受益者は、州が負担した補償金額を州に対して払い戻さなければならない。

第98条 補償手続

- (1) 補償請求権は、当該請求権の根拠となる命令と同時に決定しなければならない。補償額は、実体の範囲に制限することができる。
- (2) 所管官庁は、関係者のうちの一人が申請する場合には、第1項の規定による補償額を決定する前に、関係者の和解的合意を得るように努めなければならない。意見が一致しない場合には、官庁が補償額を定める。

第99条 回復

第52条第5項及び第78条第5項第2文の規定による回復は、金銭で行わなければならない。第1文の規定による回復については、その他第96条第1項及び第5項並びに第97条の規定を準用する。

第5章 水域の監督 (Gewässeraufsicht)

第100条 水域の監督の任務

- (1) 水域の監督の任務は、水域並びにこの法律、

この法律に基づく法規命令又は州法の規定による公法上の義務の遵守を監視することである。所管官庁は、義務的裁量により、水収支の損害を回避若しくは除去し、又は第1文の規定による義務の遂行を確保するために個別に必要な措置を命ずる。

- (2) この法律及び州法の規定による許可（Zulassungen）は、定期的又は臨時に検査し、必要に応じて見直さなければならない。

第101条 水域の監督の権限

- (1) 所管官庁の職員及び受託者は、水域の監督のために次の各号に掲げる権限を有する。

1. 水域における航行
2. 技術的な調査及び検査の実施
3. 情報提供、書類提出、従業員、工具及びその他の技術的な手段の提供の要求
4. 営業時間内における事業所の敷地及び空間への立入り
5. 公共の安全及び秩序に対する緊迫した危険の防止のために検査が必要な場合において、営業時間外における居住空間並びに事業所の敷地及び空間への立入り
6. 囲繞地の空間に属さない第4号及び第5号の規定による土地及び施設への常時の立入り

住居不可侵の基本権（基本法第13条）は、第1文第5号の規定により制限を受ける。水域保護担当員が任命されている場合には、所管官庁の職員及び受託者の要求に応じて、第1文の規定による水域官庁の措置に水域保護担当員を協力させなければならない。

- (2) 第62条第1項の規定による施設が設置、維持、運営又は閉鎖される場合には、当該施設の敷地の所有者は、敷地への立入りを容認し、要求に基づいて情報を提供し、並びに技術的な調査及び検査を可能としなければならない。
- (3) 情報提供の義務を有する者については、刑事訴訟法第55条⁽¹⁶⁾の規定を準用する。
- (4) 第1項及び第2項の規定により監視を所管する官庁及びその職員については、租税法第93条、第97条、第105条第1項、第105条第1項と関連した第111条第5項及び第116条第1項⁽¹⁷⁾の規定を適用しない。ただし、その訴追に絶対的な公益が認められる租税犯罪及びこれと関連した課税手続を理由とする財政官庁の手続実施のために知見が必要である場合又は情報提供の義務を有する者若しくはその従業員による故意の虚偽申告の場合にはこの限りでない。

第102条 防衛の施設及び設備における水域の監督（略）

第6章 過料及び経過規定（略）

附則第1 標準技術を定めるための基準（第3条第11号関係）（略）

附則第2 河川流域区（第7条第1項第3文関係）（略）

（わたなべ ふくこ）

(16) 刑事訴訟法第55条は、証人の黙秘権について定めている。

(17) 租税法第93条（関係者及び他の者の情報提供義務）、第97条（文書の提出）、第105条（公的機関の守秘義務と情報提供義務及び文書提出義務との関係）、第111条（職務援助義務）、第116条（租税犯罪の告発）